

(案)

向日市こども計画

令和7年2月

向日市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の実施期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 向日市のこども・子育てを取り巻く状況	4
1 統計によるまちの現状	4
2 アンケート調査結果	14
3 第2期計画の評価	32
4 基本目標ごとの課題と方向性	34
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本的な視点	40
3 基本目標	41
4 施策の体系	43
第4章 施策の展開	44
1 こどもを権利主体とした仕組みづくりのために	44
2 安心してこどもを産み、健やかな成長のために	46
3 全てのこどもが自分らしく成長できるように	49
4 子育て家庭を支援するために	52
5 子育てを地域で支えるために	55
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策	61
1 教育・保育提供区域の設定	61
2 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育	61
3 地域子ども・子育て支援事業	67
4 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	82
5 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保に関する事項	82
第6章 推進体制	83
1 全庁的な推進体制づくり	83
2 地域における活動との連携	83
3 市民、企業等へのPRと情報提供	83
4 計画推進及び進捗状況の検証	83
資料編	84
1 向日市子ども・子育て会議条例	84
2 向日市子ども・子育て会議 委員名簿	85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担うこどもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、平成24年に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度においては、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の機能と特徴を併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や放課後児童クラブの充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指すとしています。

その後、令和5年4月にこども基本法が施行されました。こども基本法では、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

また、こども基本法の制定に伴い、更なるこどもに関する施策の推進に向けて、国は「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こども大綱」を定めています。

そして、常にこどもの最善の利益を第一とし、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」といったこどもの視点と、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割として「こども家庭庁」を新たに創設しました。

こうした背景の中、本市は、平成27年3月に「向日市子ども・子育て支援事業計画」（「第1期計画」）、令和2年3月に「第2期計画」を策定し、安心してこどもを産み、健やかに育てることができる環境づくりの推進を図ってまいりました。

令和6年度に第2期計画の計画期間が満了を迎えることから、「向日市こども計画（第3期向日市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、こども大綱の理念に基づく新たな計画のもと、こどもまんなか社会の実現に向け、更なる環境整備を図ることを目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に規定する「市町村こども計画」として、本市におけるこども・子育て支援に関する施策を総括するものであり、その他の法令に基づくこども・子育てに関する次の計画と一体のものとして策定します。

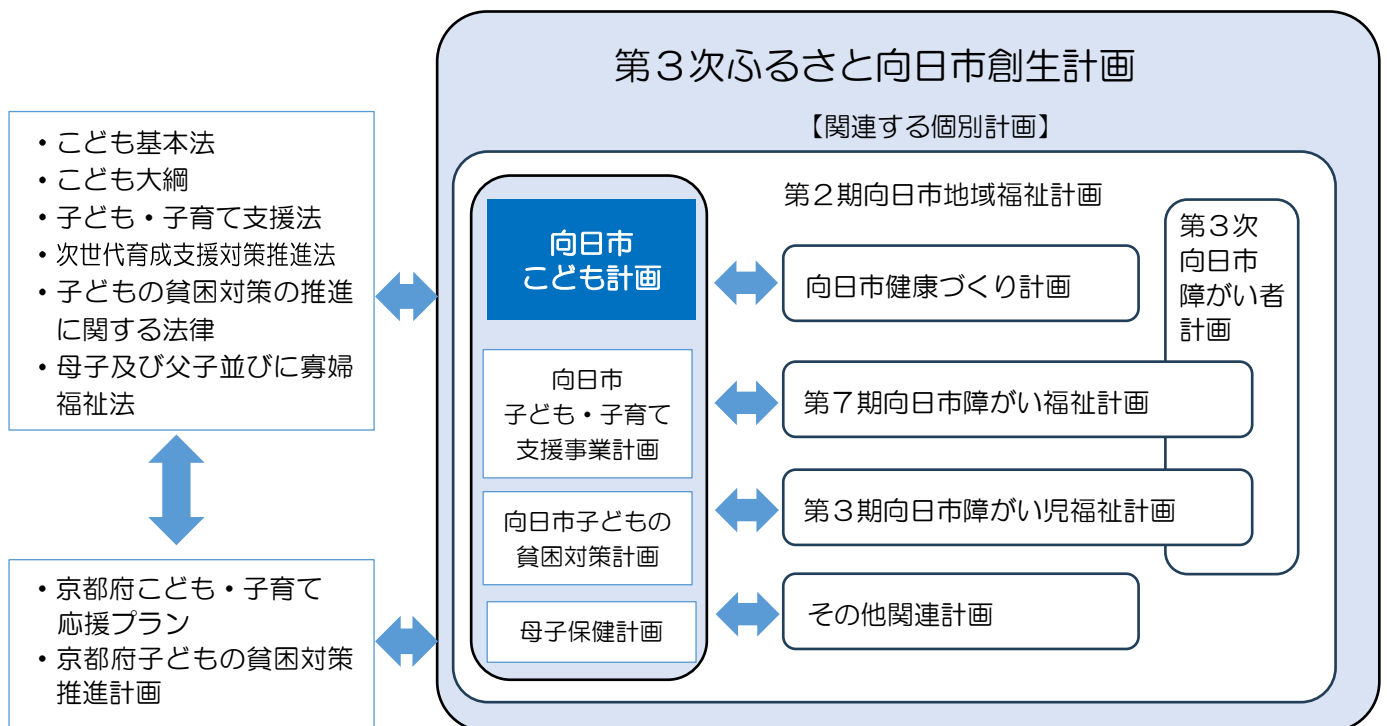
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画
- 成育医療等基本方針に基づく計画策定指針で示された母子保健計画

また、市町村こども計画は、こども基本法第10条において、国が策定するこども大綱と都道府県こども計画を勘案して定めることとしており、こども大綱には、同法第9条に基づき、以下の内容が含まれます。

- 少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

また、本計画は、本市が今後進めるこども・子育て施策の基本的方向や目標を示すものです。

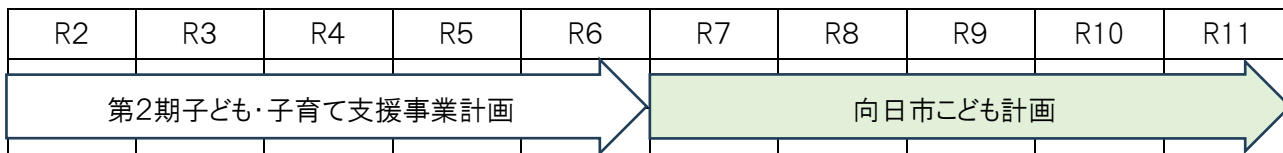
策定にあたっては、「第3次ふるさと向日市創生計画」をはじめ、その他の関連計画との整合性を図っていきます。



3 計画の実施期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズの多様化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1)向日市子ども・子育て会議

本市におけるこども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子育て中の保護者、学識経験者、子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「向日市子ども・子育て会議」を開催し、子ども・子育て支援事業計画の内容について協議しました。

(2)アンケートの実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」（令和6年2月）や「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和6年7月）を実施し、子育て家庭における子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握や、こども・若者の過ごし方や生活の実情、課題の把握を行いました。

特に、就学前児の保護者、小学生の保護者調査においては、国から示された調査項目及び集計方法に基づき、潜在需要も含めて、ニーズ調査の結果の分析を行いました。

(3)関係機関へのヒアリング

こども・子育て支援施策を地域での関係機関及び庁内において連携し、総合的かつ計画的に実施していくため、関係機関や関係部局に取組事業等の進捗状況や今後の方向性についてヒアリングを行います。

(4)パブリックコメントの実施

計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募ります。

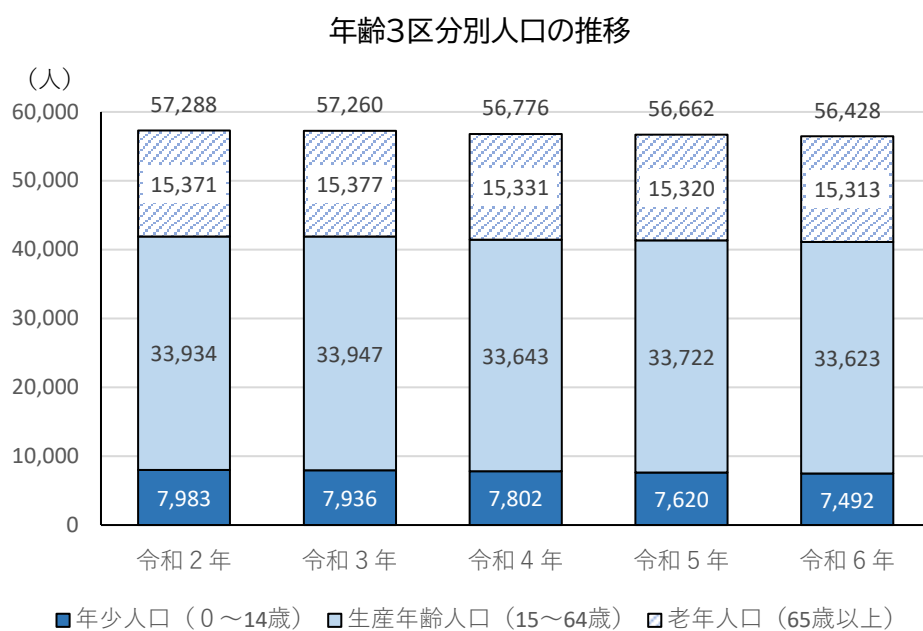
第2章 向日市のこども・子育てを取り巻く状況

1 統計によるまちの現状

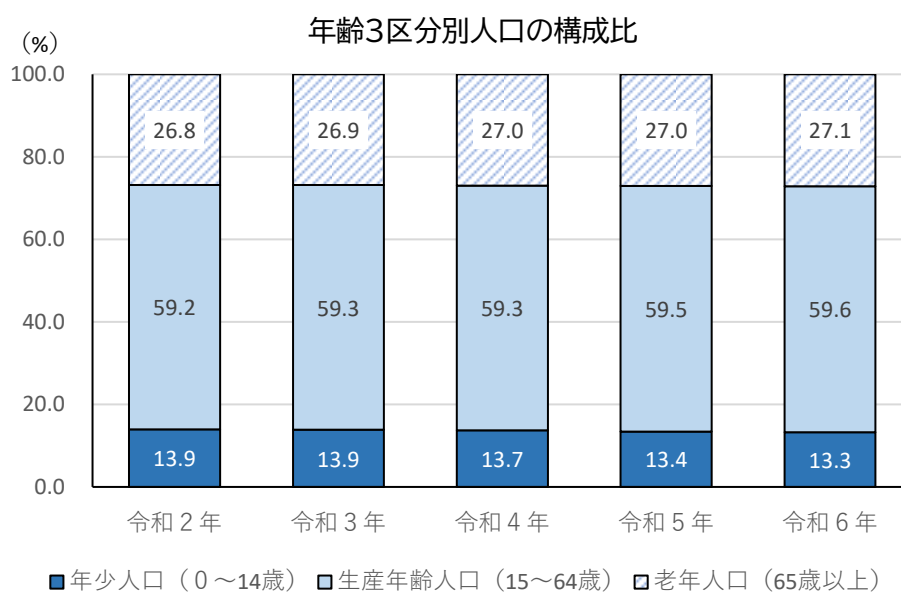
(1)人口の状況

①年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年で56,428人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）が減少しており、少子化が進んでいます。



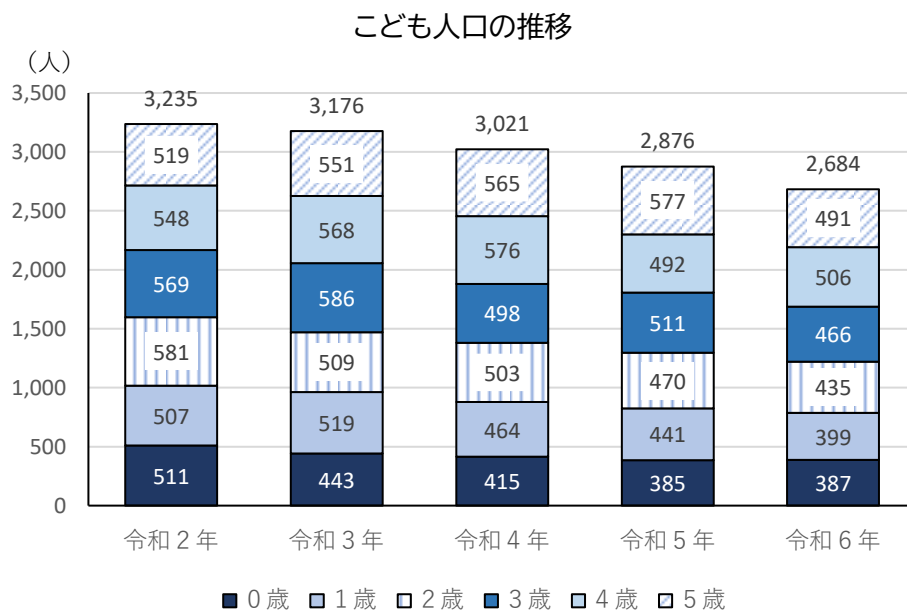
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

②年齢別就学前児童数の推移

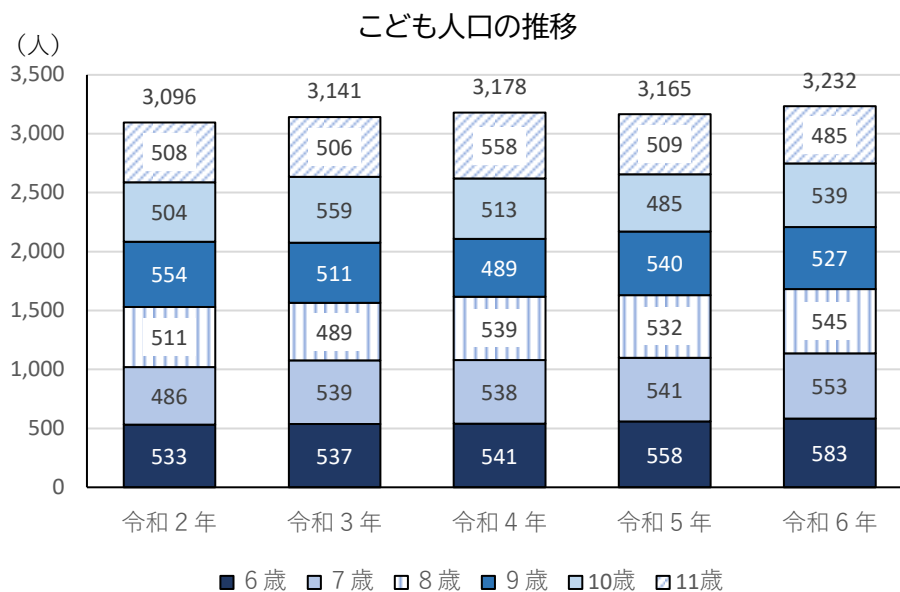
本市の0歳から5歳のこども人口は、令和2年以降減少しており、令和6年で2,684人となっています。



資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

③年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳のこども人口は、増減を繰り返し、令和6年で3,232人となっています。



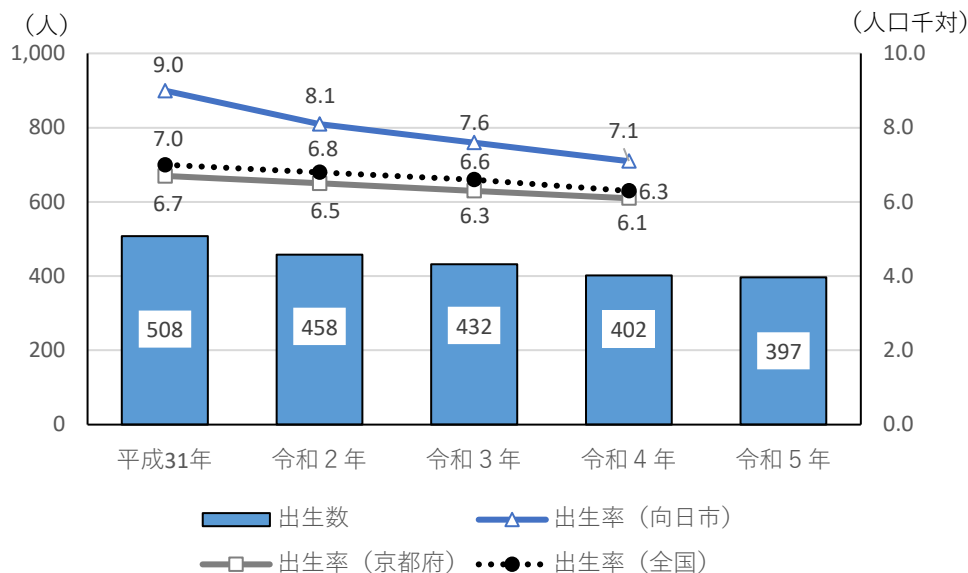
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

(2)出生の動向

①出生数と出生率

出生数は年々減少し、令和5年では397人となっており、出生率も同様に減少しています。

出生数と出生率の推移

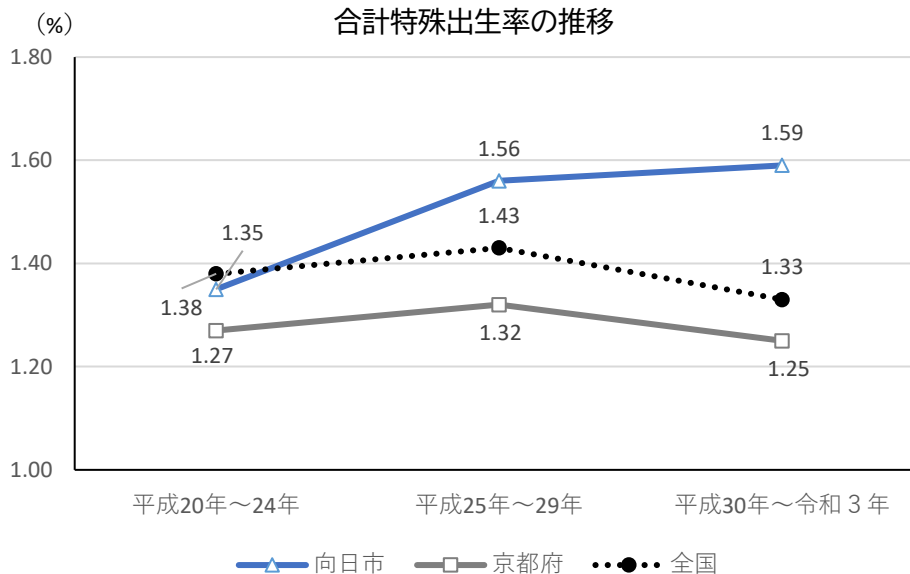


資料:京都府保健福祉統計、厚生労働省人口動態調査

②合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は、全国・京都府が減少している一方で増加しており、平成30年～令和3年の平均値は1.59と高い値で推移しています。

合計特殊出生率の推移



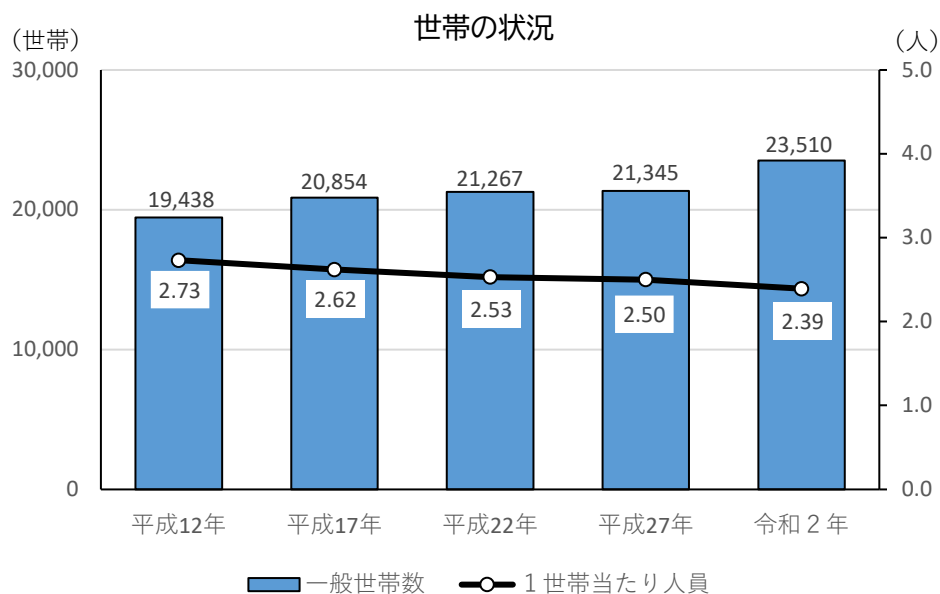
資料:京都府地域子育て環境「見える化」ツール

(注)各期間の合計特殊出生率の算出に当たっては、母の年齢階層別(5歳階級)出生数は当該期間の年平均値、年齢階層別女性数は平成20年～24年、平成25年～29年までは期間中央の年次、平成30年～令和3年では令和2年の値を用いた。

(3)世帯の状況

①世帯数と1世帯当たり人数

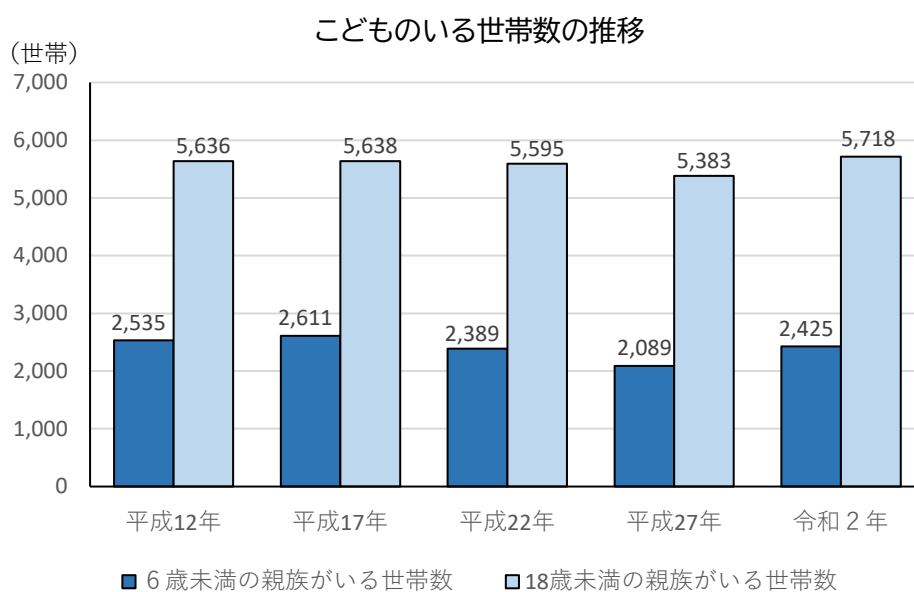
本市の一般世帯数は増加しており、令和2年で23,510世帯となっています。一方、1世帯当たり人員を見ると減少しており、令和2年で2.39人となっています。



資料:国勢調査

②こどものいる世帯数

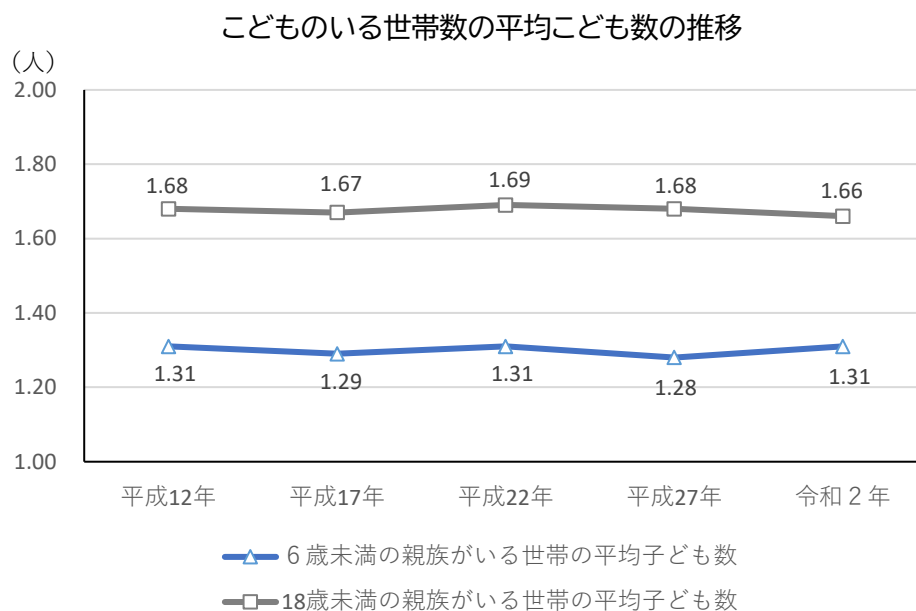
本市のこどものいる世帯数は減少傾向にありましたが、令和2年で6歳未満の親族がいる世帯数が2,425世帯、18歳未満の親族がいる世帯数が5,718世帯とそれぞれ増加しています。



資料:国勢調査

③こどものいる世帯の平均こども数

6歳未満のこどもがいる世帯の平均こども数、18歳未満のこどもがいる世帯の平均こども数はともに、増減を繰り返しており、令和2年で6歳未満の親族がいる世帯の平均こども数は1.31人、18歳未満の親族がいる世帯の平均こども数は1.66人となっています。

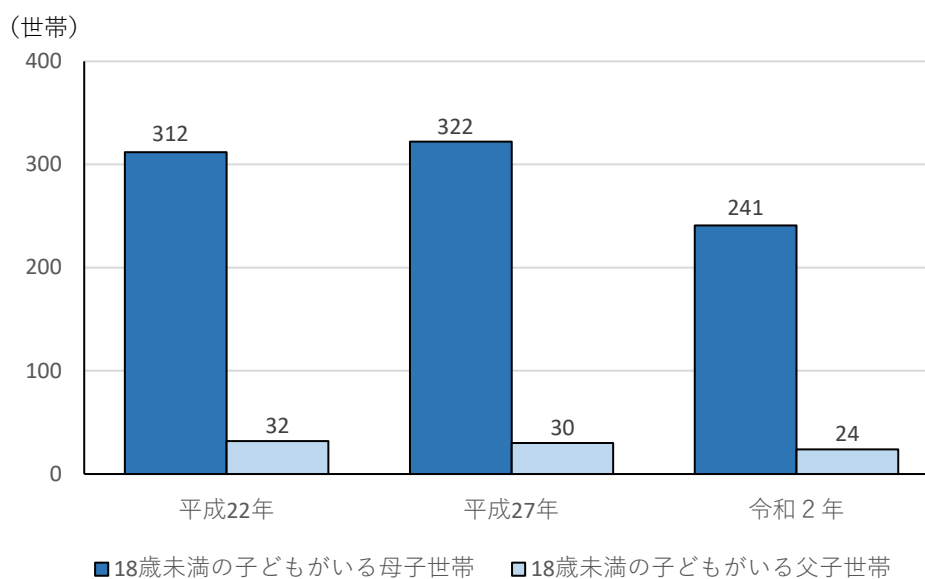


資料:国勢調査

④ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯、父子世帯ともに減少傾向にあり、令和2年で母子世帯が241世帯、父子世帯が24世帯となっています。

ひとり親世帯の推移

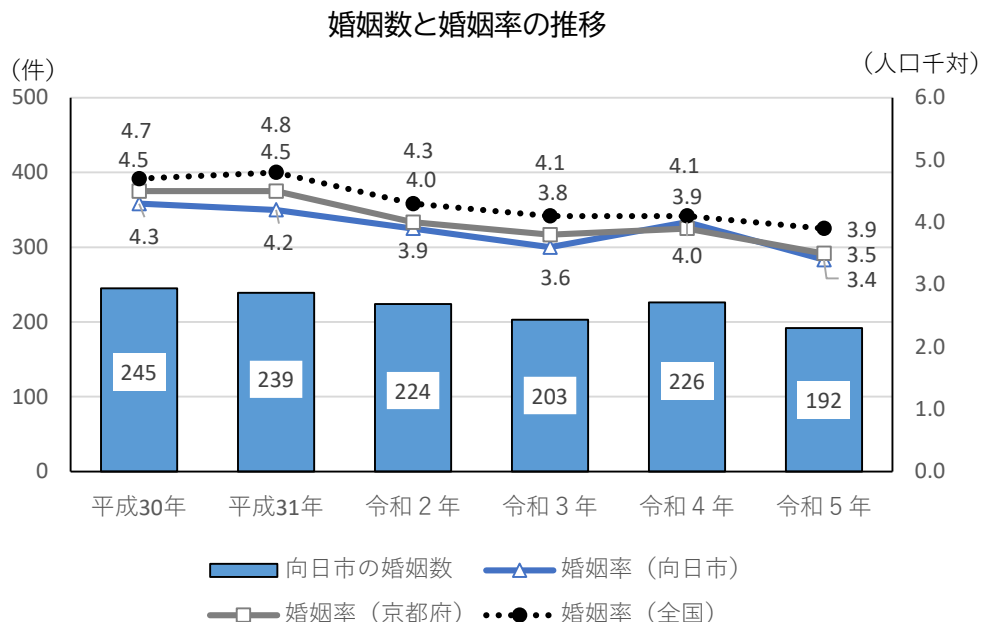


資料:国勢調査

(4)婚姻の動向

①婚姻数と婚姻率

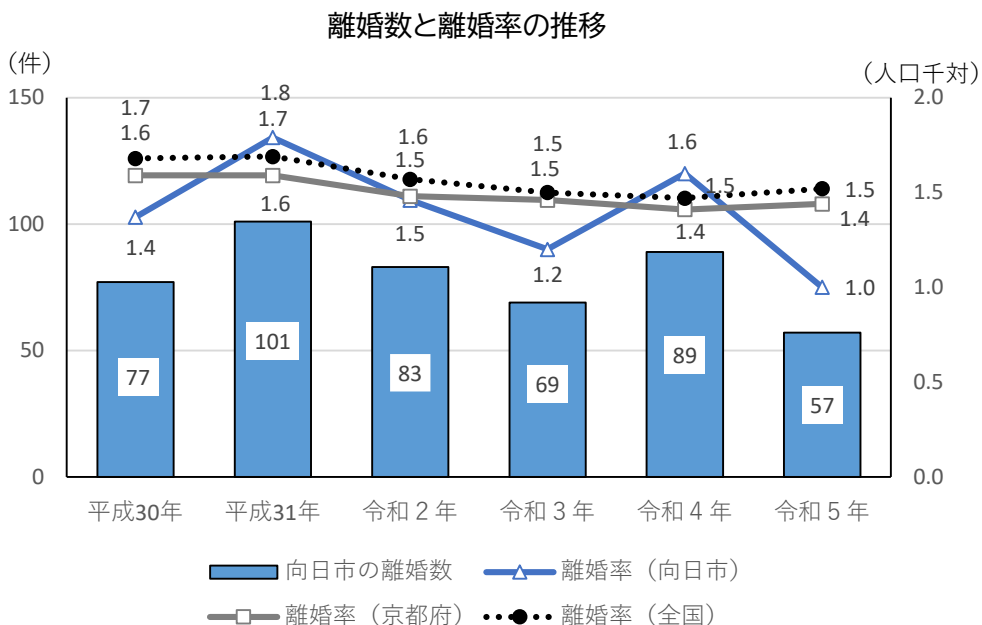
婚姻数・婚姻率ともに令和3年までは減少傾向にあり、いずれも令和4年で増加しましたが令和5年で再び減少し、婚姻数は192件と6年間で最も低くなっています。



資料: 京都府保健福祉統計、厚生労働省人口動態調査

②離婚数と離婚率

離婚数は増減を繰り返しており、令和元年（平成31年）には101件、離婚率は1.8と高く、令和5年には離婚数が57件、離婚率が1.0と6年間で最も低くなっています。

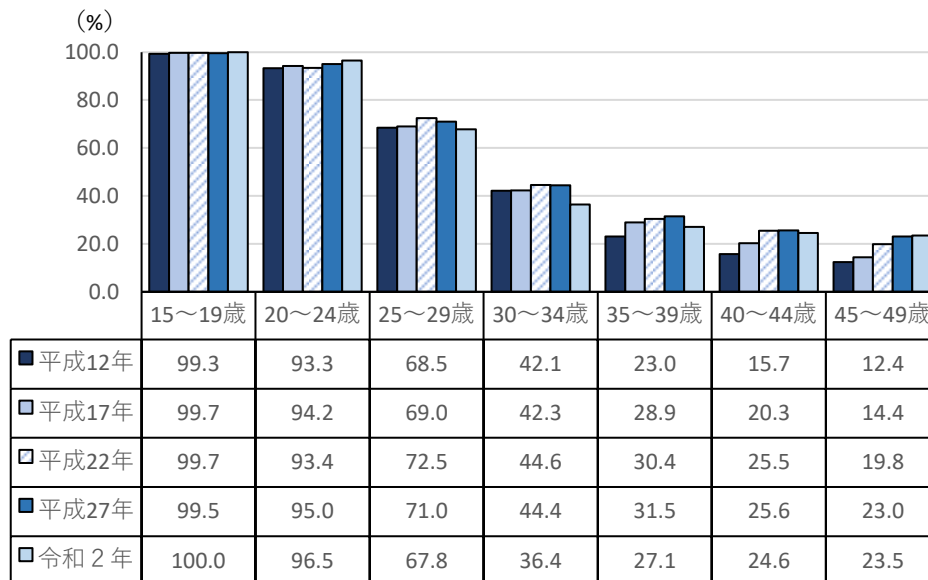


資料: 京都府保健福祉統計、厚生労働省人口動態調査

③男性の未婚率

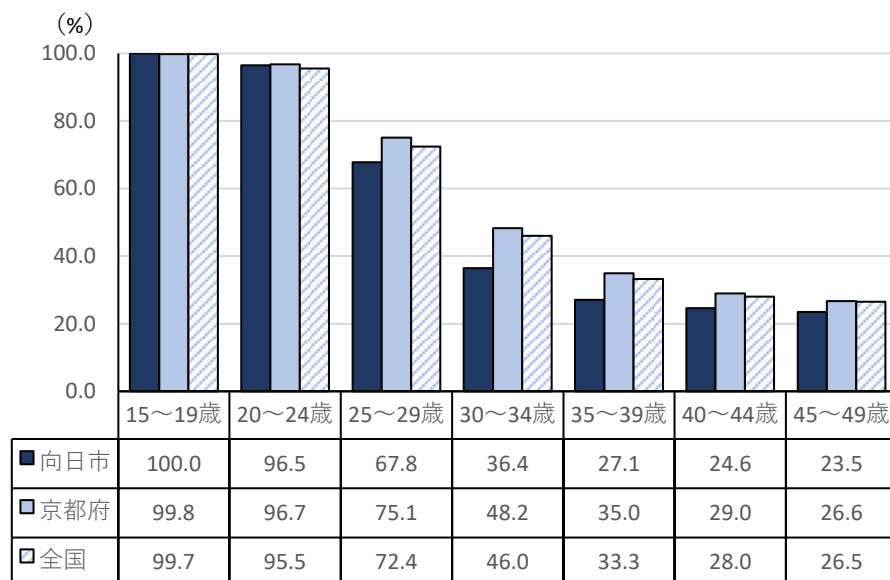
男性の未婚率を年齢区分別にみると、20 歳以上の未婚率は増加傾向にありましたが、令和 2 年は 25～44 歳の未婚率が減少しています。一方、45～49 歳の未婚率は年々増加し続けています。また、令和 2 年の 25 歳以上の未婚率は、全国・京都府を下回っています。

男性の未婚率の推移



資料:国勢調査

令和2年 男性の未婚率の比較(全国・府)

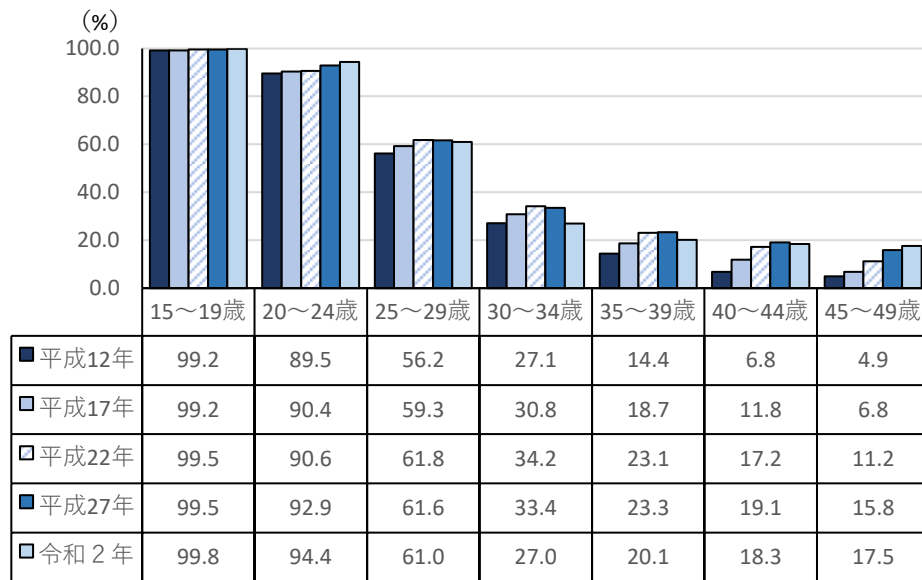


資料:国勢調査

④女性の未婚率

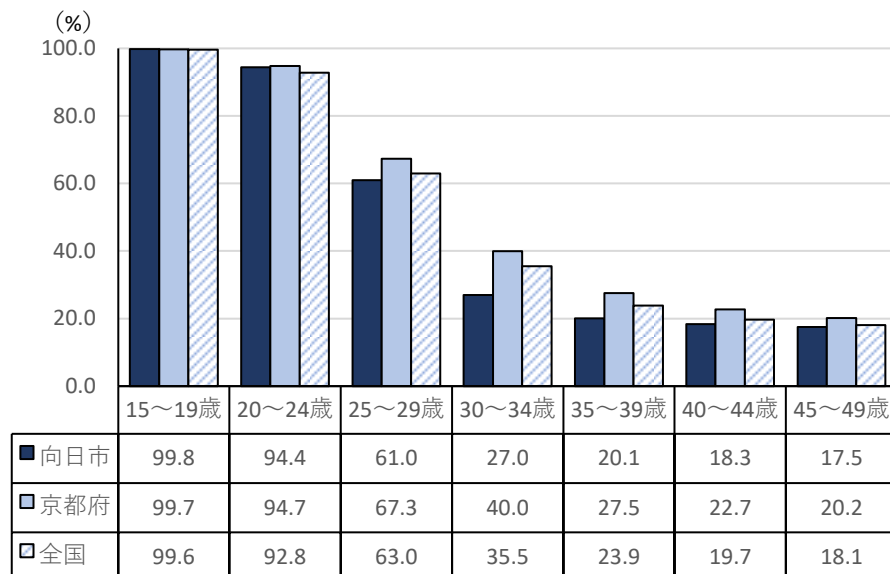
女性の未婚率を年齢区分別にみると、男性と同様に 20 歳以上の未婚率が増加傾向にありましたが、令和 2 年は 25～44 歳の未婚率が平成 27 年よりも減少しており、45～49 歳の未婚率は年々増加し続けています。また、令和 2 年の 25 歳以上の未婚率は、全国・京都府を下回っています。

女性の未婚率の推移



資料：国勢調査

令和2年 女性の未婚率の比較(全国・府)

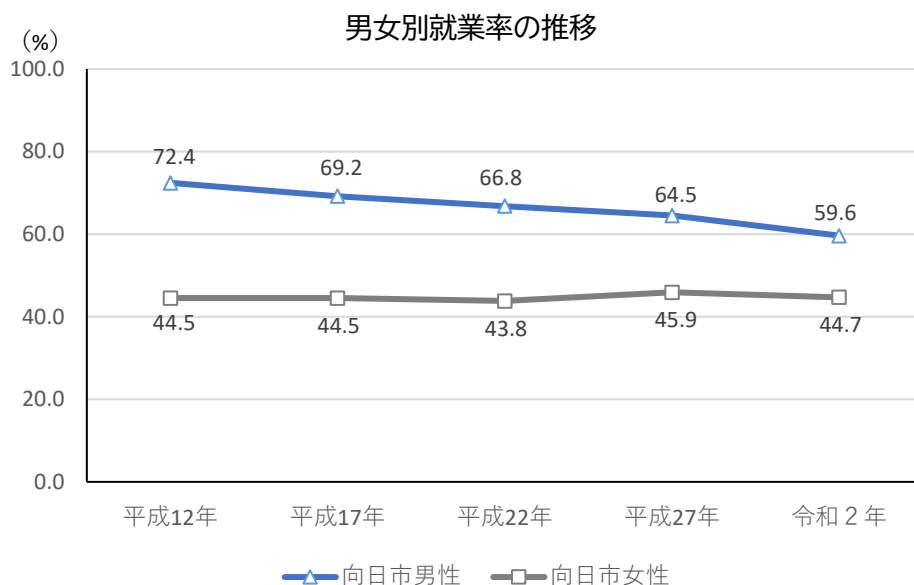


資料：国勢調査

(5)就業の状況

①男女別就業率

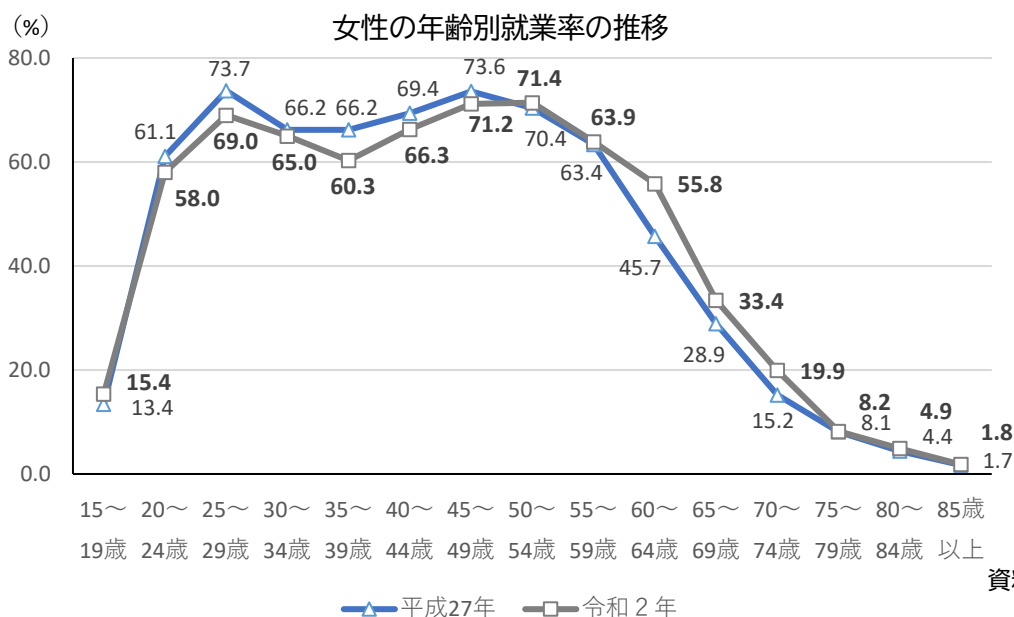
男性の就業率は年々減少し、令和2年では59.6%となっています。女性の就業率についてはほぼ横ばいで推移しており、令和2年では44.7%となっています。



資料:国勢調査

②女性の年齢別就業率の推移

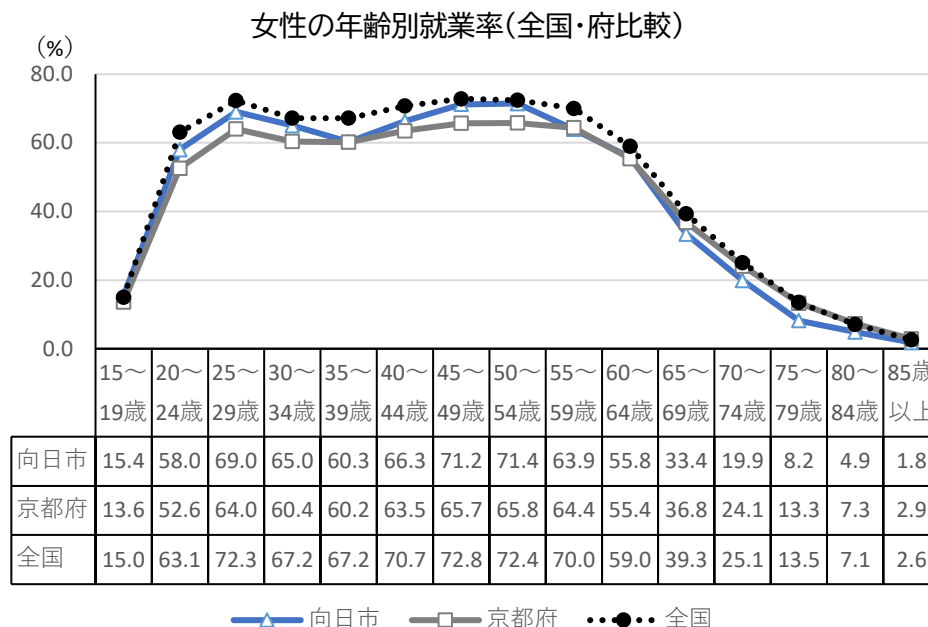
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成27年時点と比べると、30～34歳に関しては大きく差はありませんが、令和2年においては35～39歳を起点に女性の就業率は上昇していることがわかります。



資料:国勢調査

③女性の年齢別就業率(全国・府比較)

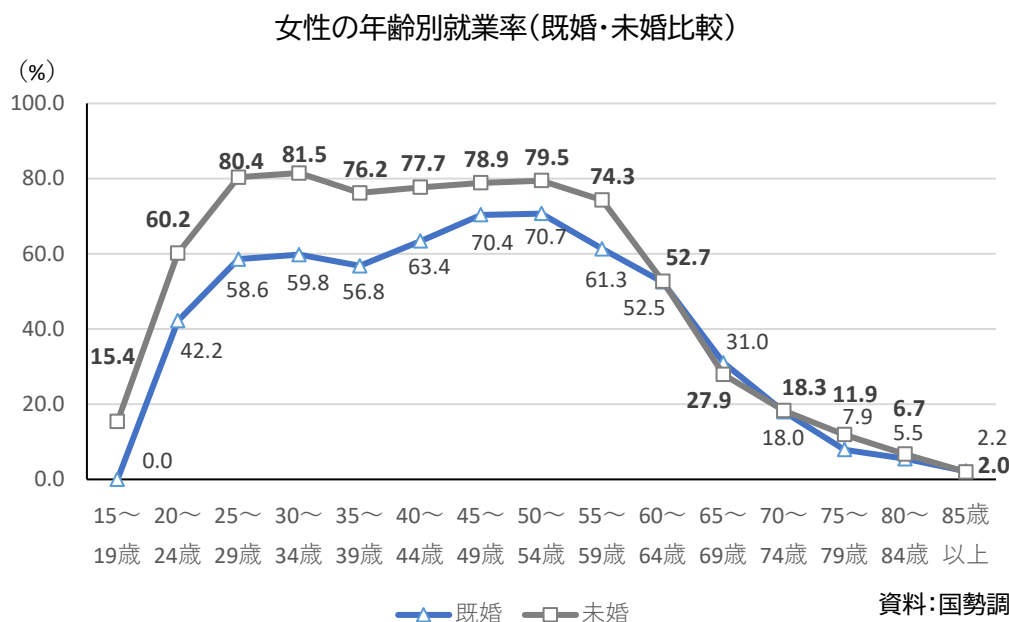
本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、京都府と比較すると、20～49歳において、京都府よりは高い数値で推移していますが、全国に比べると就業率が低くなっています。



資料:国勢調査(令和2年)

④女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)

本市の令和2年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代～50歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料:国勢調査(令和2年)

2 アンケート調査結果

(1)調査概要

子育て中の保護者や、こども・若者の実情や意見を把握するために、次の2種類のアンケートを実施しました。

調査種別	こども・子育てニーズ調査		こども・若者の意識と生活に関する調査		
対象者	就学前児童の 保護者	小学生児童の 保護者	小学生 4～6年生	中学生 1～3年生	若者 15～29 歳
調査期間	令和6年2月5日～ 2月 29 日		令和6年7月9日～ 7月 19 日		令和6年7月 18 日 ～8月 10 日
調査方法	郵送配布・回収		学校配布・ インターネット回答		郵送配布・ インターネット回答
抽出方法	無作為抽出		抽出なし		無作為抽出
対象者数	1,500 人	1,000 人	1,480 人	1,400 人	1,500 人
回答者数	667 人	417 人	1,386 人	1,031 人	367 人
回収率／回答率	44.5%	41.7%	93.6%	73.6%	24.5%

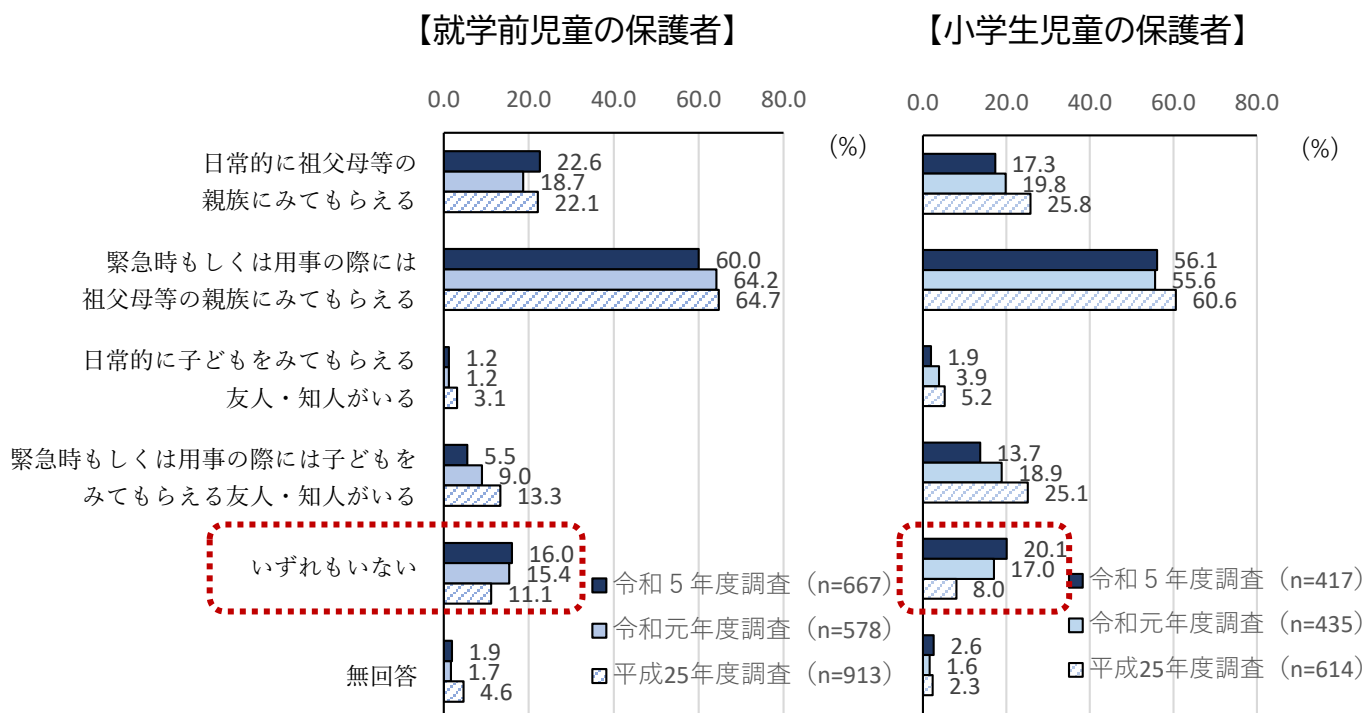
(2)子育て支援に関するアンケート調査(令和6年2月)

－保護者への調査(就学前児童・小学生児童の保護者)－

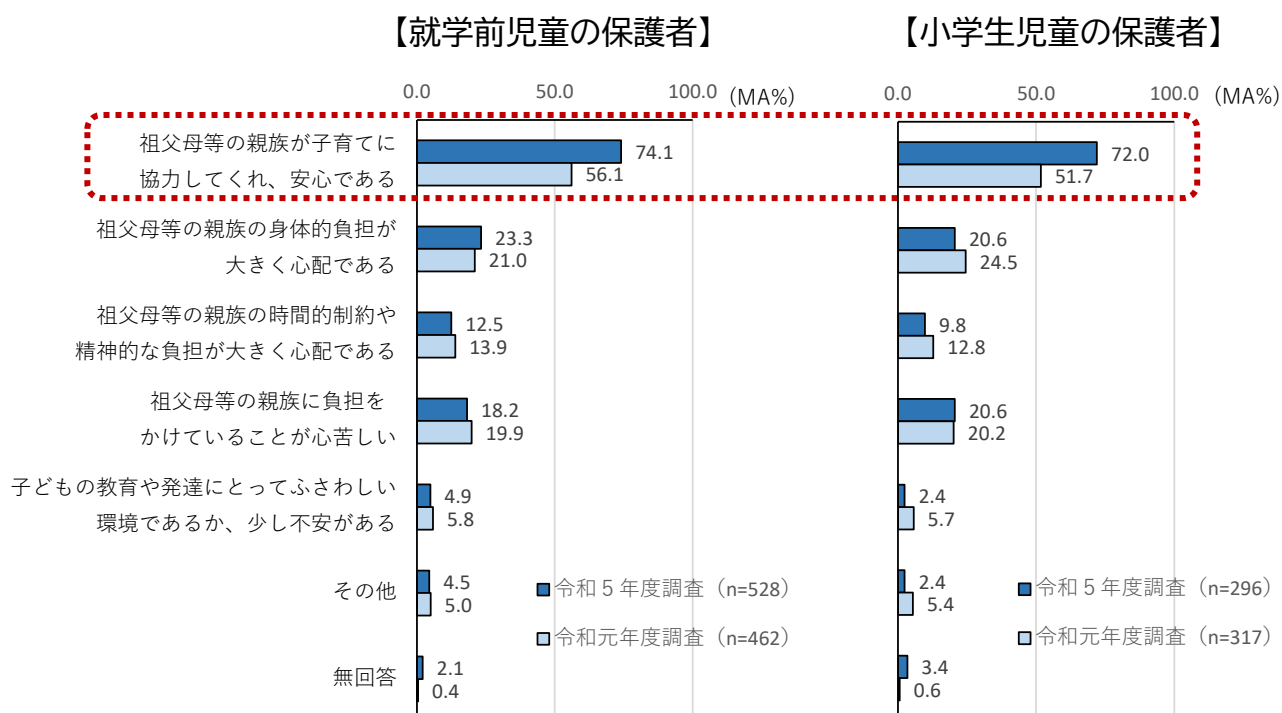
①子どもをみてもらえる状況について

子どもをみてもらえる親族・知人のいずれもない人が増加している一方で、祖父母等の親族が子育てに協力して安心を感じている人の割合が増えています。

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



■祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況への考え方



②子育てでの悩み・不安感について

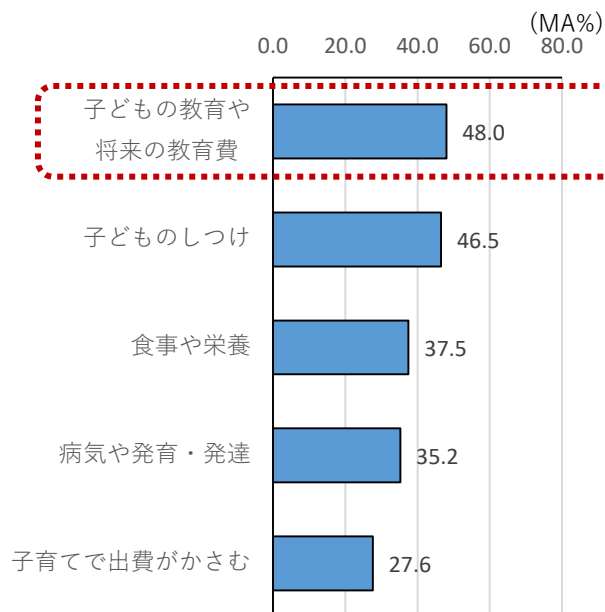
こどものことでの悩みは、いずれの保護者も「子どもの教育や将来の教育費」で共通しています。

また、保護者のことでの悩みも「子どもを叱りすぎているような気がする」や「仕事や自分のやりたいことができない」と共通しています。一方で、小学生児童の保護者になると悩みが「特になし」人が2割以上になっています。

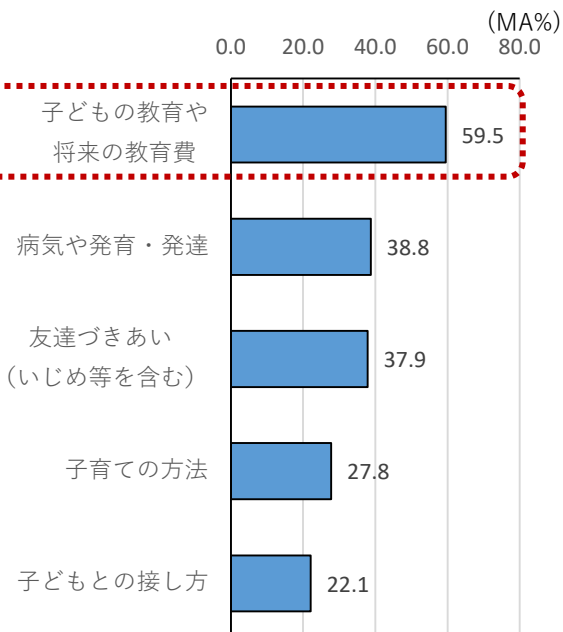
子育てを楽しんでいる人の割合が多くを占めていますが、いずれの保護者も2割以上が不安又は負担を感じています。

■こどものことでの悩み(上位5位)

【就学前児童の保護者】

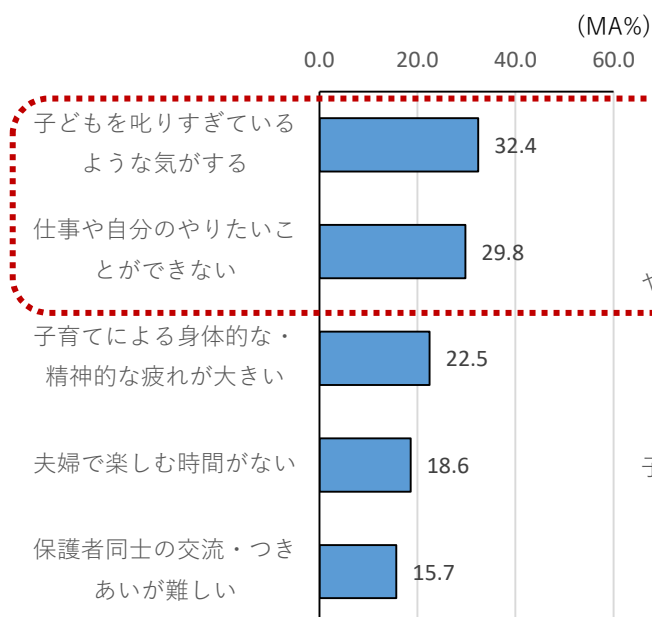


【小学生児童の保護者】

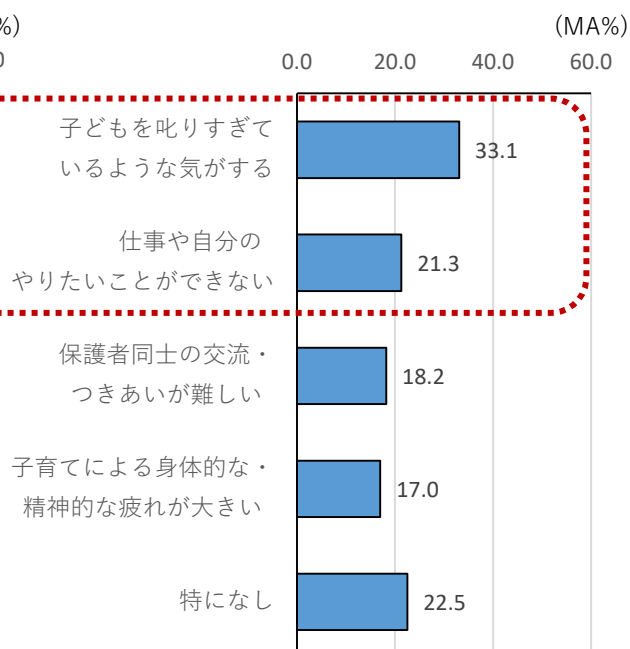


■保護者の悩み(上位5位)

【就学前児童の保護者】



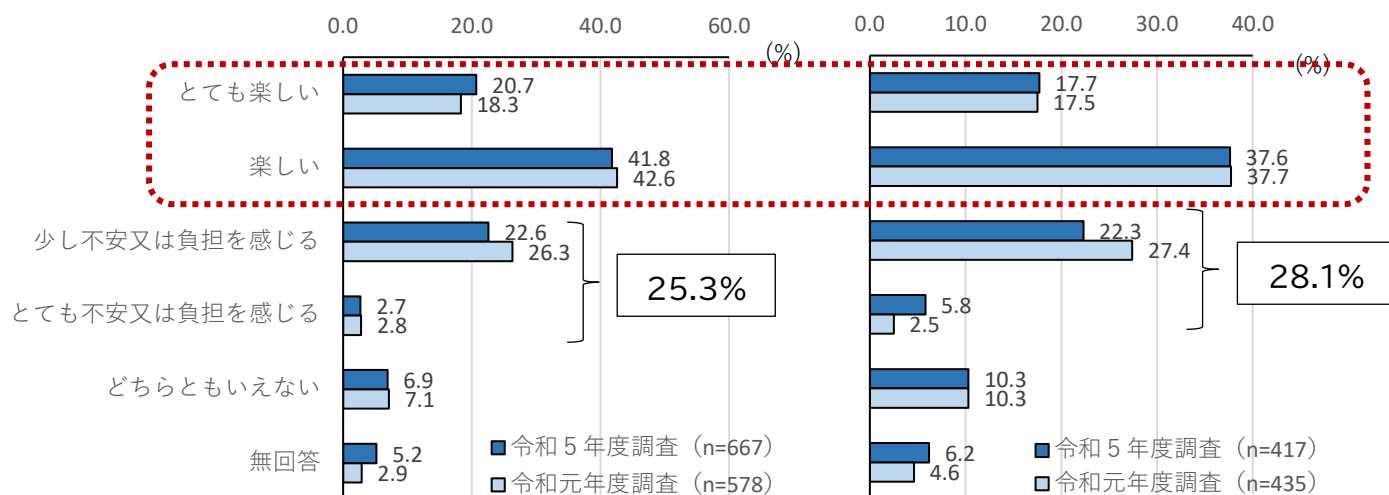
【小学生児童の保護者】



■子育ての楽しさ・不安又は負担感

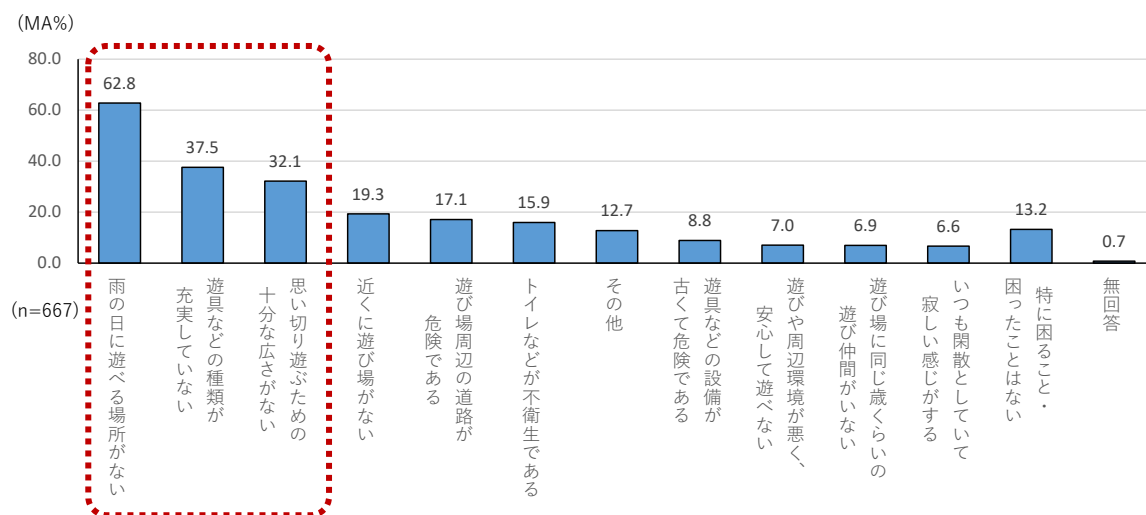
【就学前児童の保護者】

【小学生児童の保護者】



③遊び場で困ること(就学前児童)

「雨の日に遊べる場所がない」や「遊具などの種類が充実していない」、「思い切り遊ぶための十分な広さがない」などの意見が多くなっています。

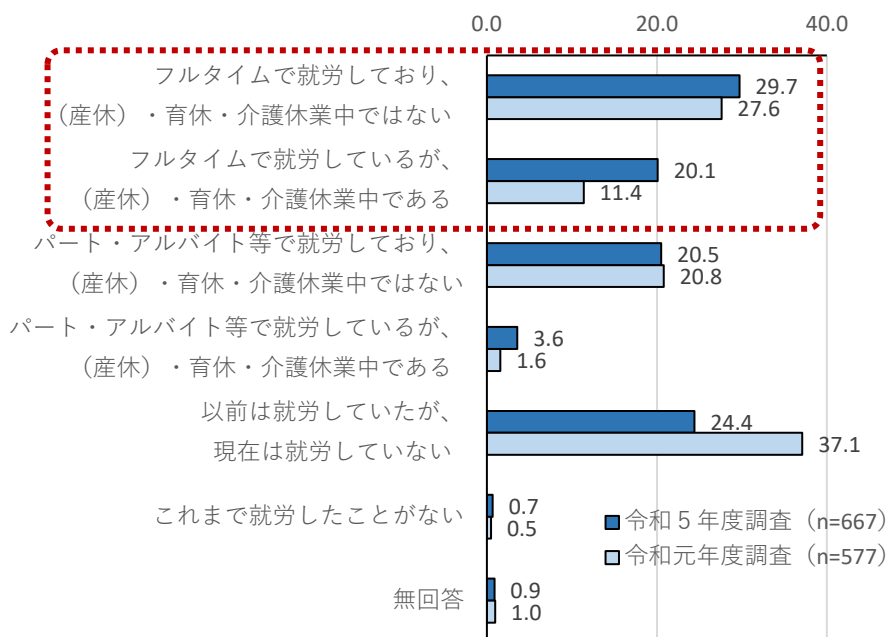


④保護者の現在の就労状況について

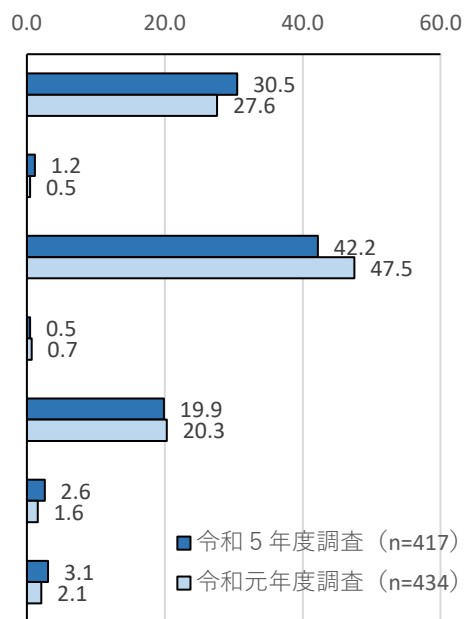
父親や、小学生児童の母親の就労状況に大きな変化はありませんが、就学前児童の母親は、就労していない人が減少し、フルタイム就労の人が増加しています。

■母親の就労状況

【就学前児童の保護者】

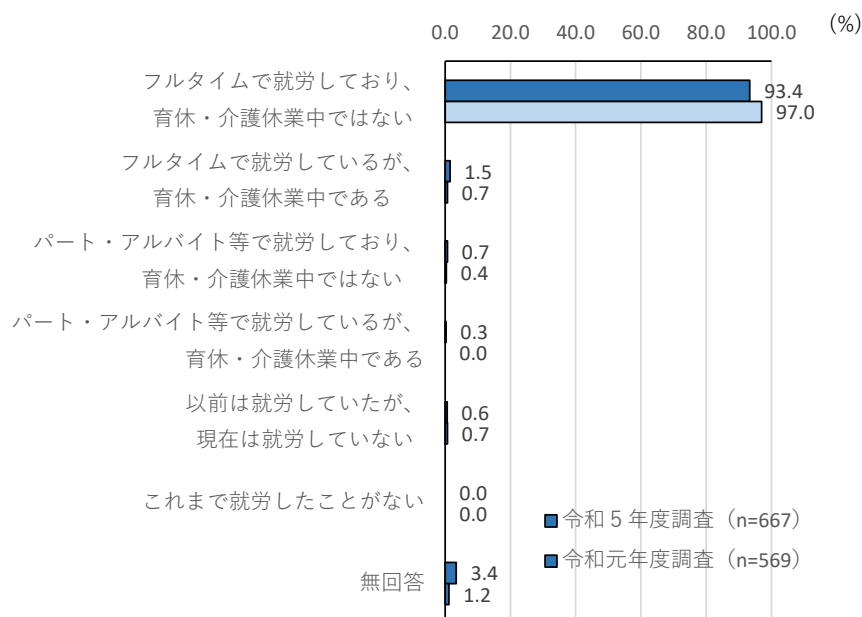


【小学生児童の保護者】

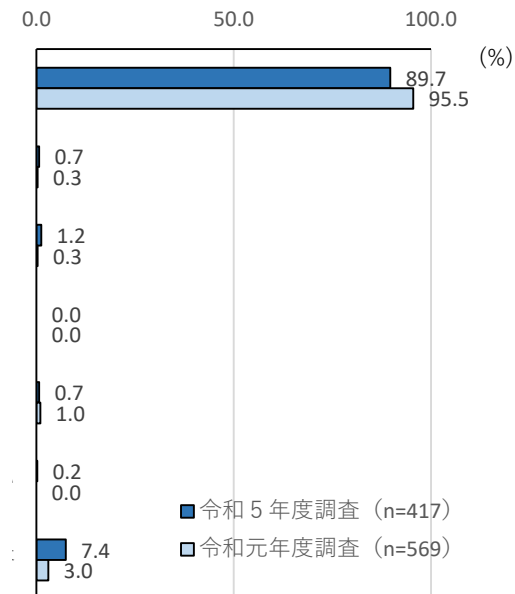


■父親の就労状況

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

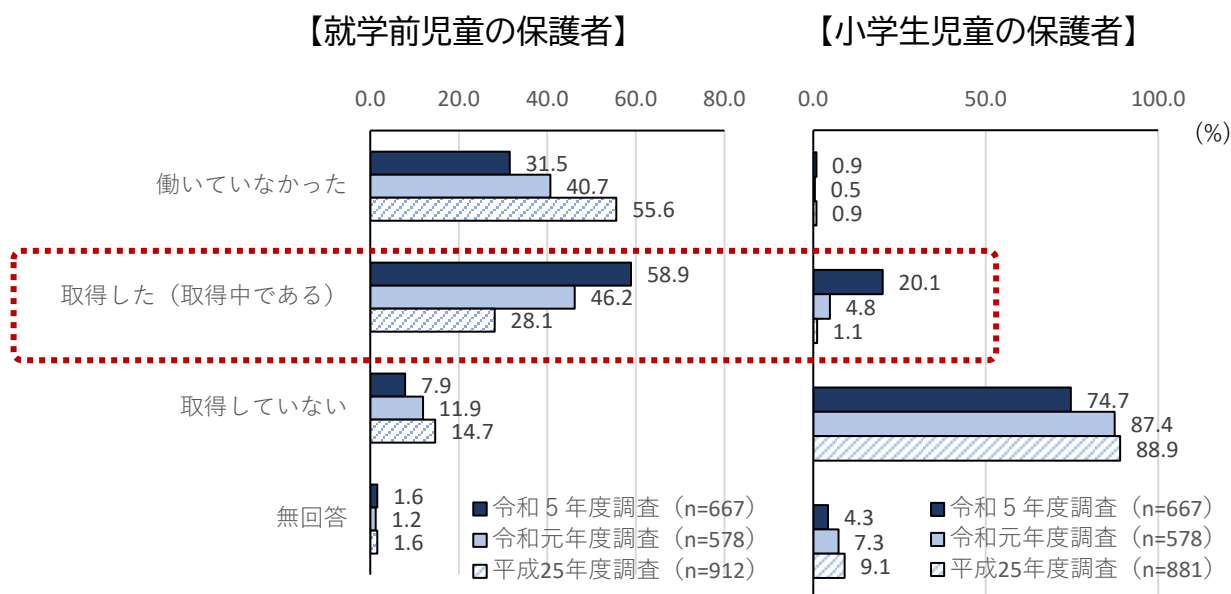


⑤職場の両立支援制度について(就学前児童)

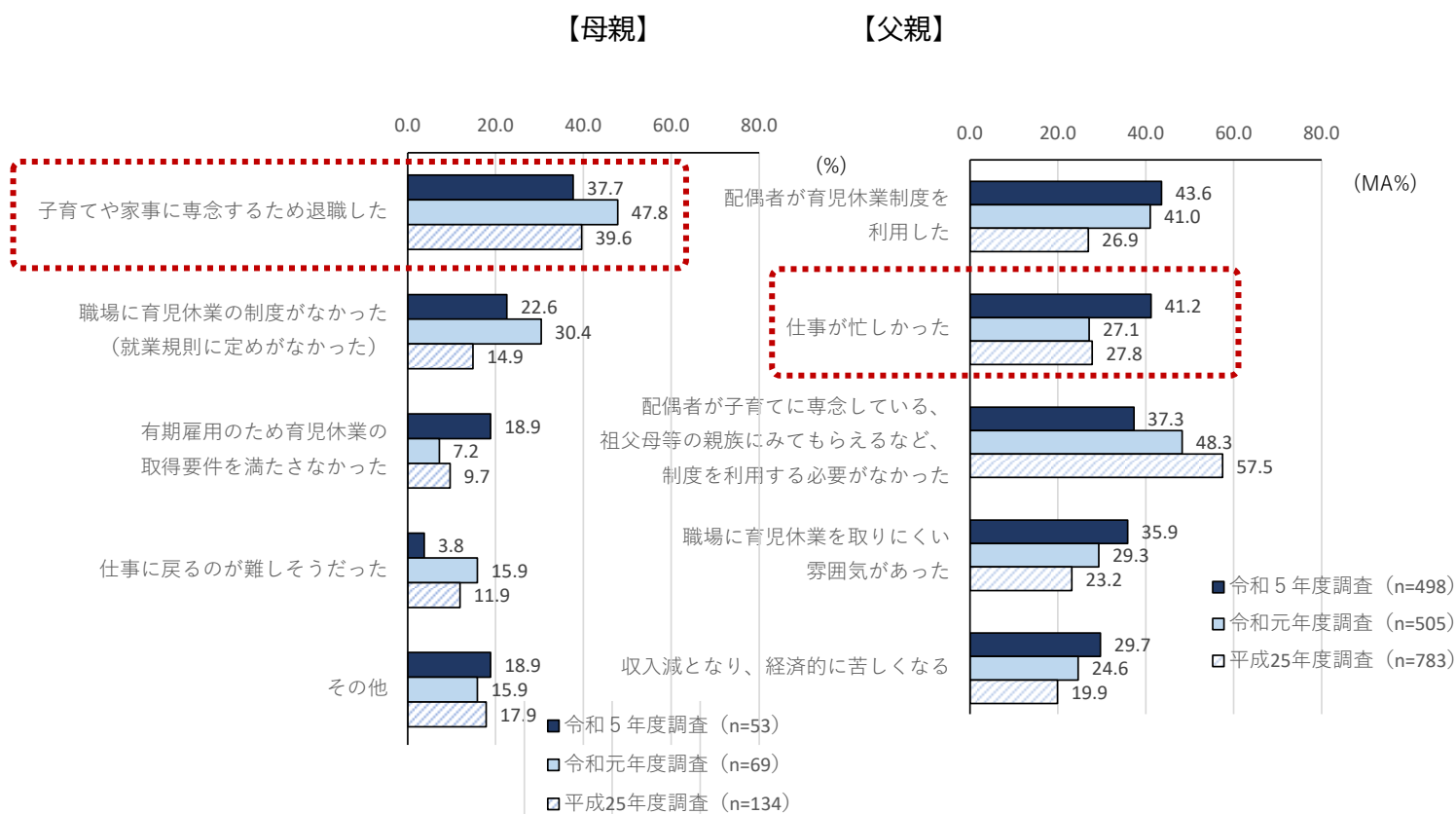
母親、父親ともに、育児休業を取得した割合が年々増加しています。

育児休業を取得しなかった理由については、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が減少傾向にはありますが、未だに最も多い理由となっています。また、父親については、「仕事が忙しかった」が大きく増加しています。

■育児休業の取得状況



■育児休業を取得していない理由



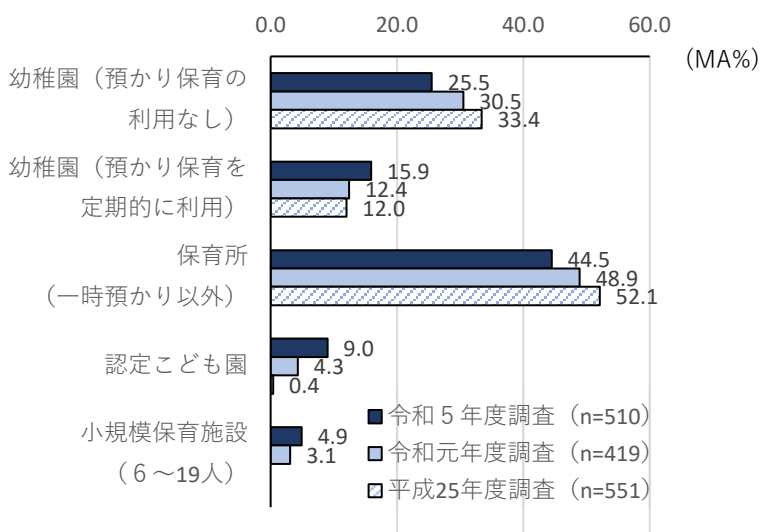
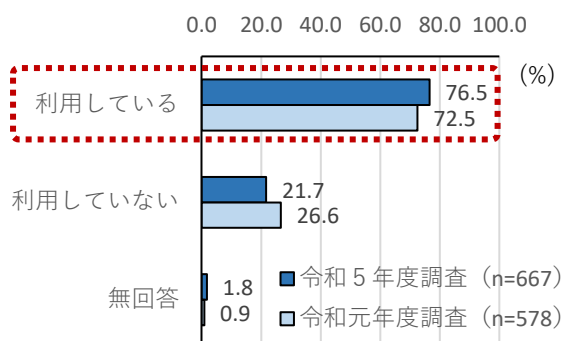
⑥平日の定期的な教育・保育事業の利用について(就学前児童)

平日の定期的な教育・保育の利用状況をみると、利用している割合がわずかに上昇しており、利用している事業は、保育所や幼稚園（預かり保育の利用なし）が減少し、幼稚園（預かり保育を定期的に利用）や認定こども園の利用の割合が増加しています。

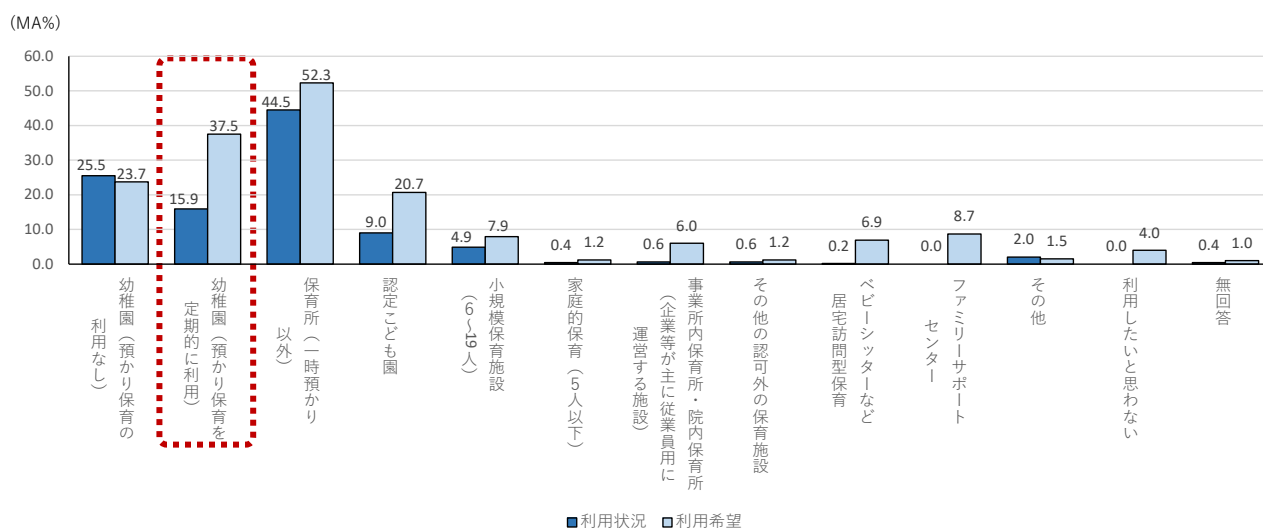
利用状況と利用希望を比較すると、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」は21.6ポイントの差があり、利用状況に比べ利用希望が高いことが示されています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用

■利用している事業(上位5位)



■教育・保育事業の利用状況と利用希望

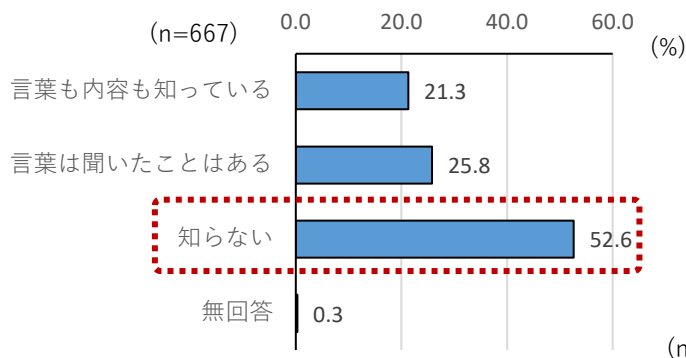


⑦こども誰でも通園制度(就学前児童)

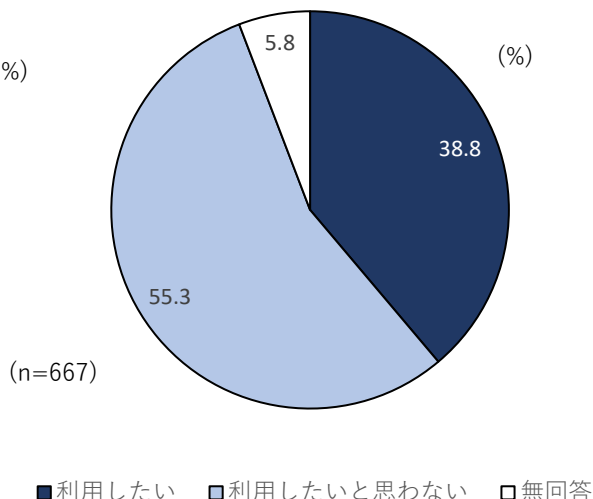
こども誰でも通園制度は半分以上の人に知られておりません。

制度を利用したいと思わない理由は「既に保育所や幼稚園に通っているため」がおおよそ7割を占めており、次いで「月10時間では短すぎる」が2割を占めています。

■こども誰でも通園制度の利用状況



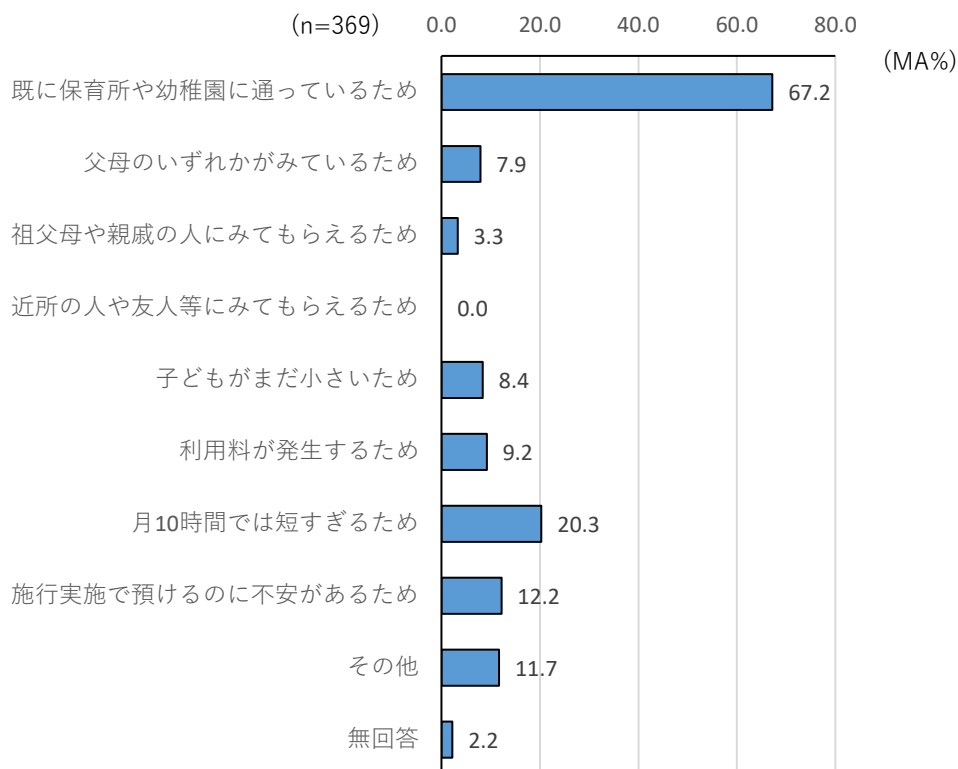
■こども誰でも通園制度の利用希望



※「こども誰でも通園制度」とは、0歳6か月～満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを対象とし、就労要件を問わず、月一定時間まで保育所に通園できる制度。

令和6年度の試行実施では、こども1人当たり「月10時間」を上限として行うことを想定。詳細は現在、国において検討中。

■こども誰でも通園制度を利用したいと思わない理由

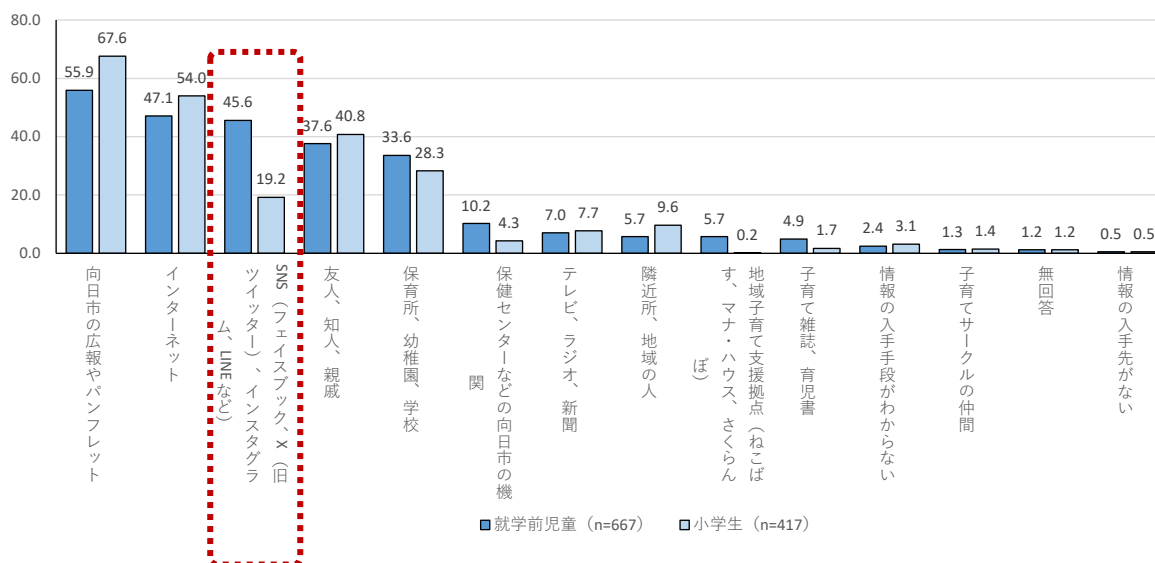


⑧子育て支援施策について

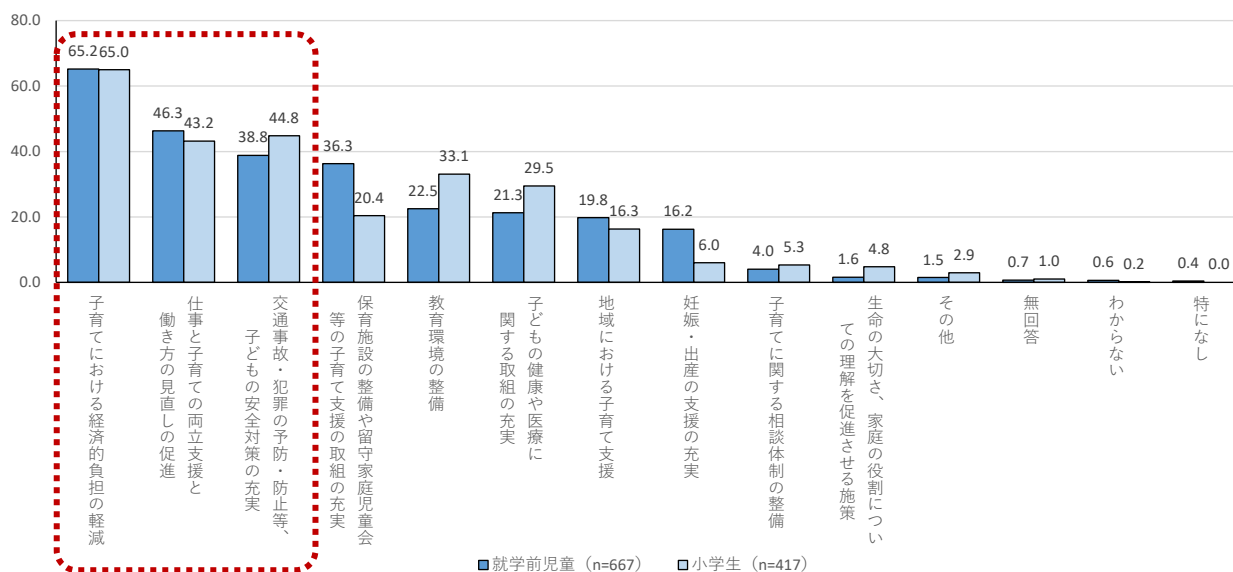
情報の入手方法は、「向日市の広報やパンフレット」と「インターネット」が共通で高くなっていますが、「SNS（フェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラム、LINE など）」は、小学生の保護者では少ない傾向にあります。

望ましい支援策としては「子育てにおける経済的負担の軽減」「仕事と子育ての両立支援と働き方の見直しの促進」「交通事故・犯罪の予防・防止等、子どもの安全対策の充実」が共通して高くなっています。

■子育てに必要な施策などの情報入手方法



■子育て支援施策全般で望ましい支援策



(3)こども・若者の意識と生活に関する調査(令和6年7月)

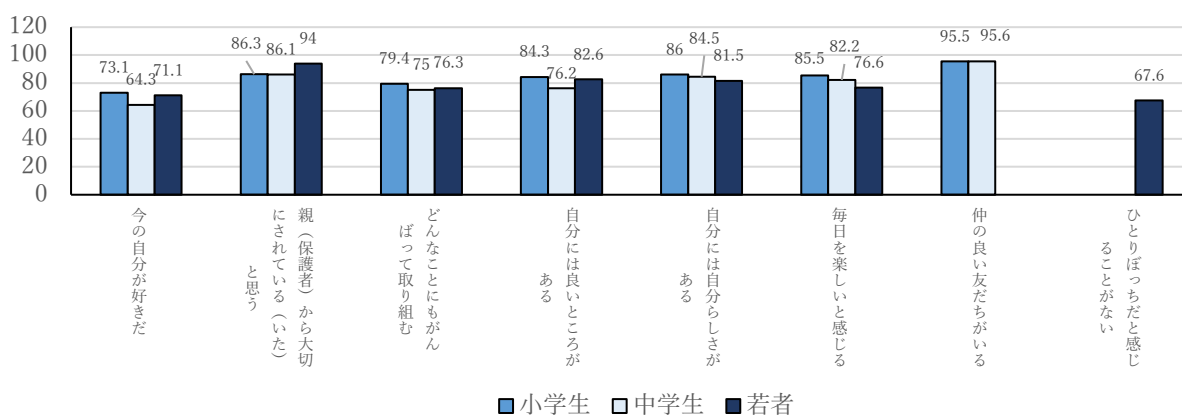
－こども・若者への調査(小学生・中学生・29歳以下の若者)－

①自分に対する考え方について

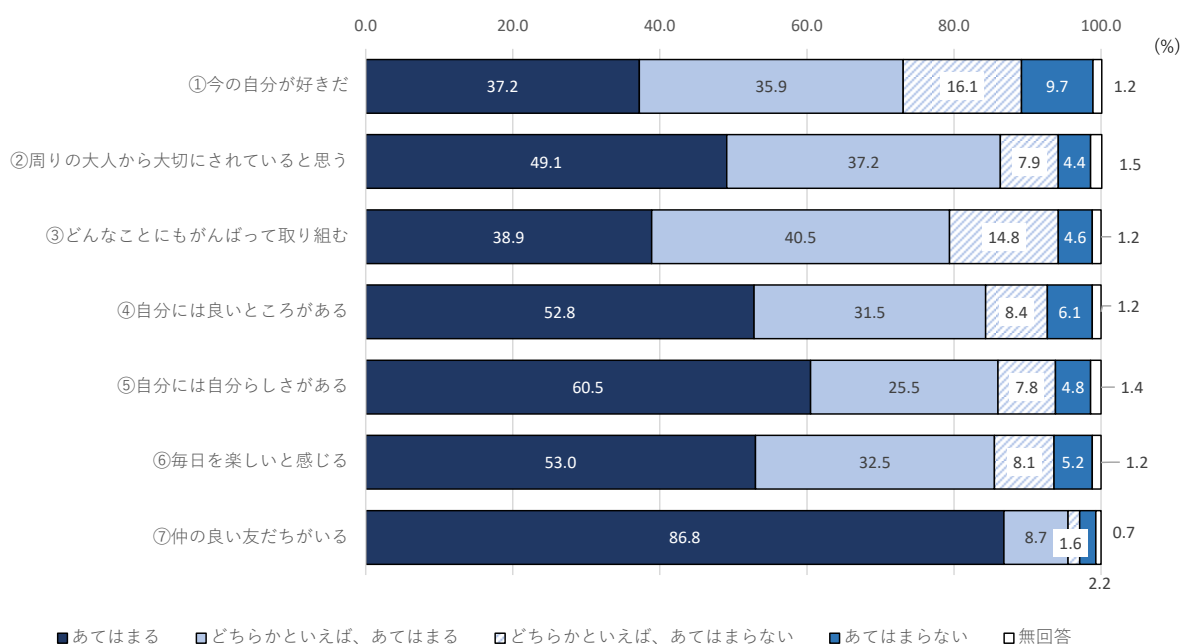
いずれの年代も、「今の自分が好きだ」に対して肯定的な回答（「あてはまる」又は「どちらかといえば、あてはまる」）をしている人が、およそ6～7割となっています。一方で、否定的な回答（「あてはまらない」又は「どちらかといえば、あてはまらない」）をしている人は2～3割います。

■自分に対する考え方(小学生・中学生・若者)

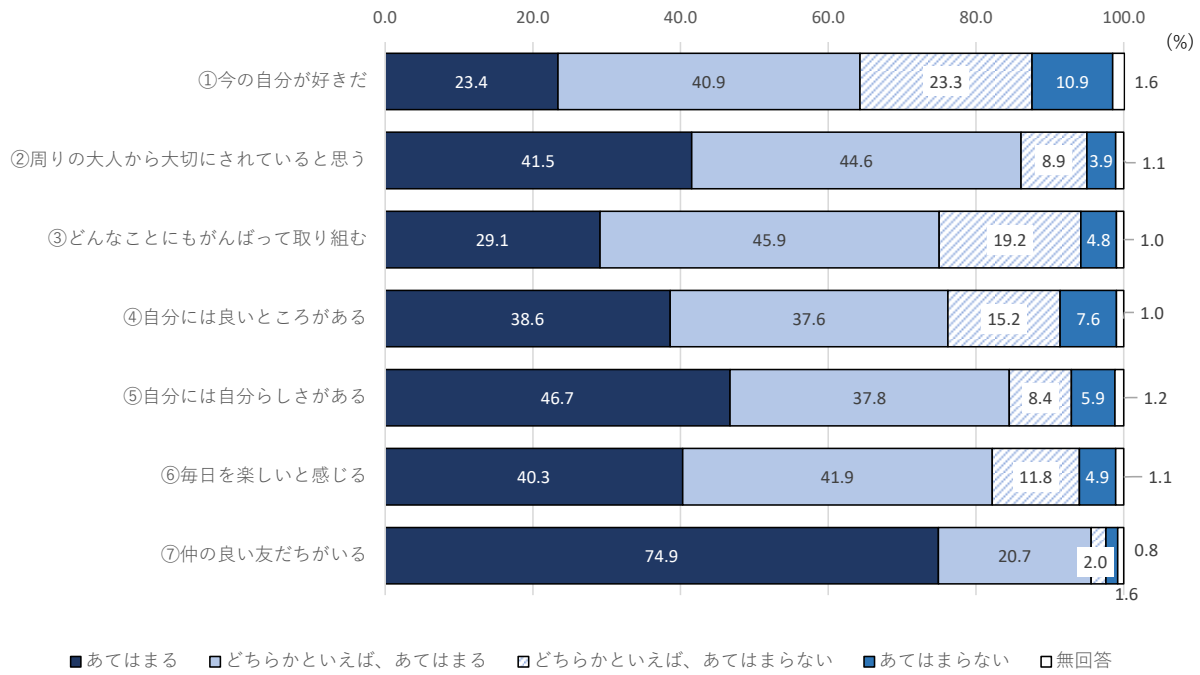
【自分に対する肯定的な考えの割合(小学生・中学生・若者)】



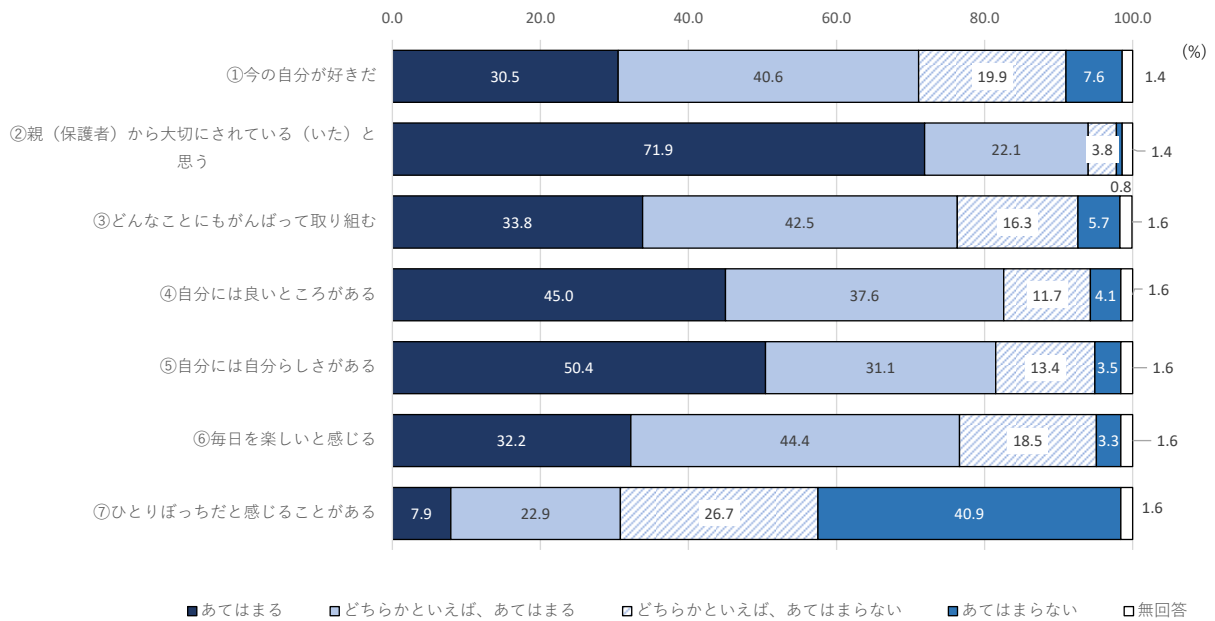
【小学生】



【中学生】



【若者】

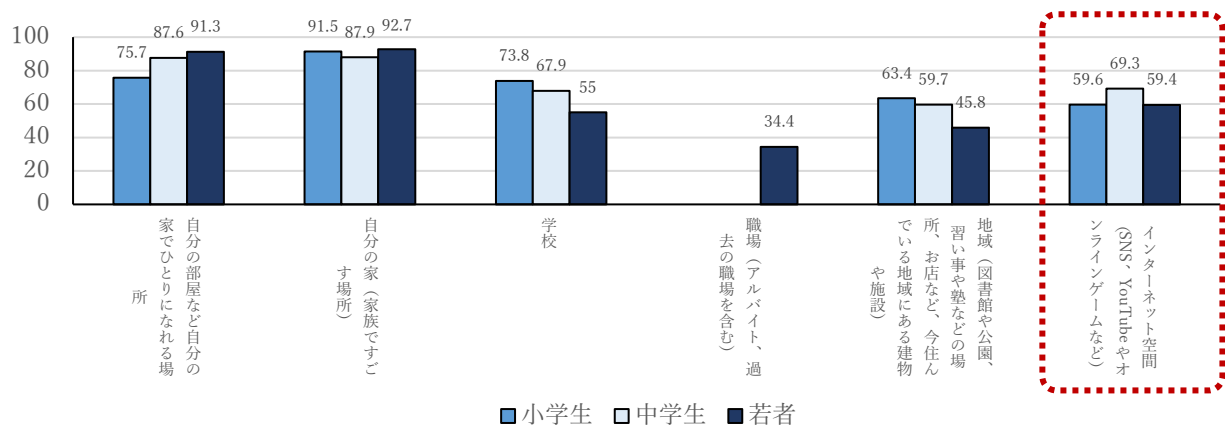


②居場所について

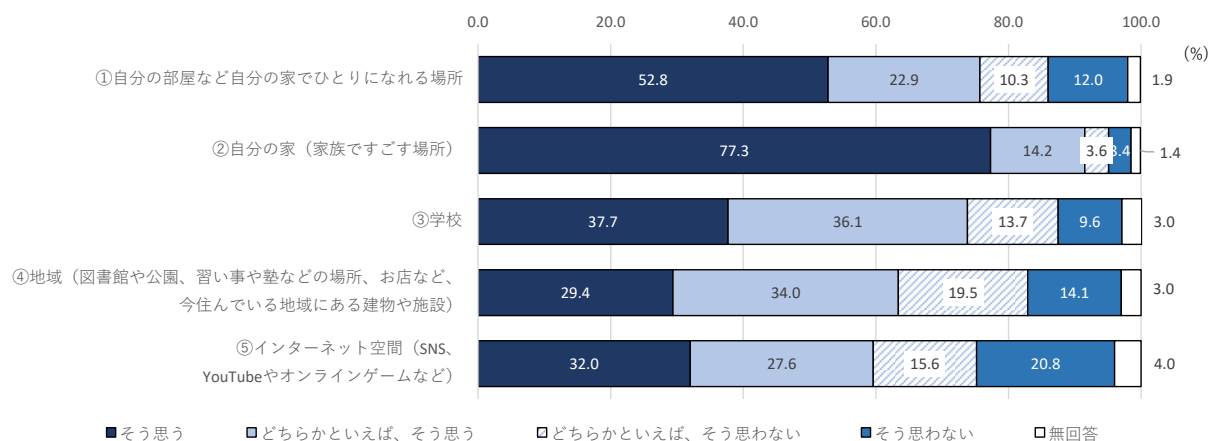
自分の居場所と思う場所（「そう思う」又は「どちらかといえば、そう思う」）を回答）は、いずれの世代も「自分の家（家族ですぐす場所）」が最も高く、「地域（（図書館や公園、習い事や塾などの場所、友だちの家、お店など、今住んでいる地域にある建物や施設）」は年齢が高くなると減少する傾向にあります。また、いずれの世代も「インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）」を自分の居場所と感じている人が6～7割います。

■自分の居場所(小学生・中学生・若者)

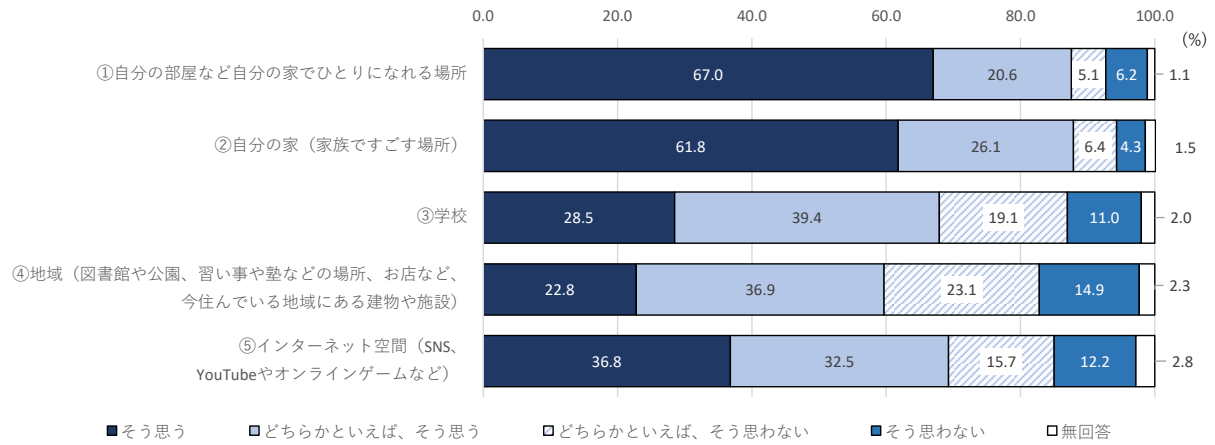
【自分の居場所と思う割合の比較(小学生・中学生・若者)】



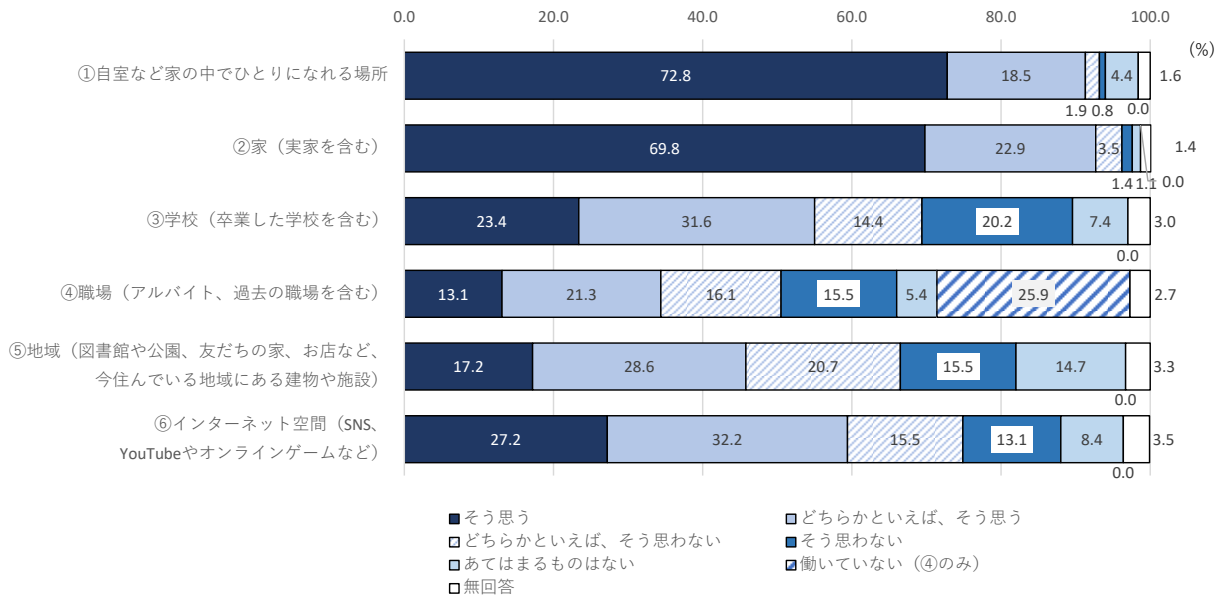
【小学生】



【中学生】



【若者】

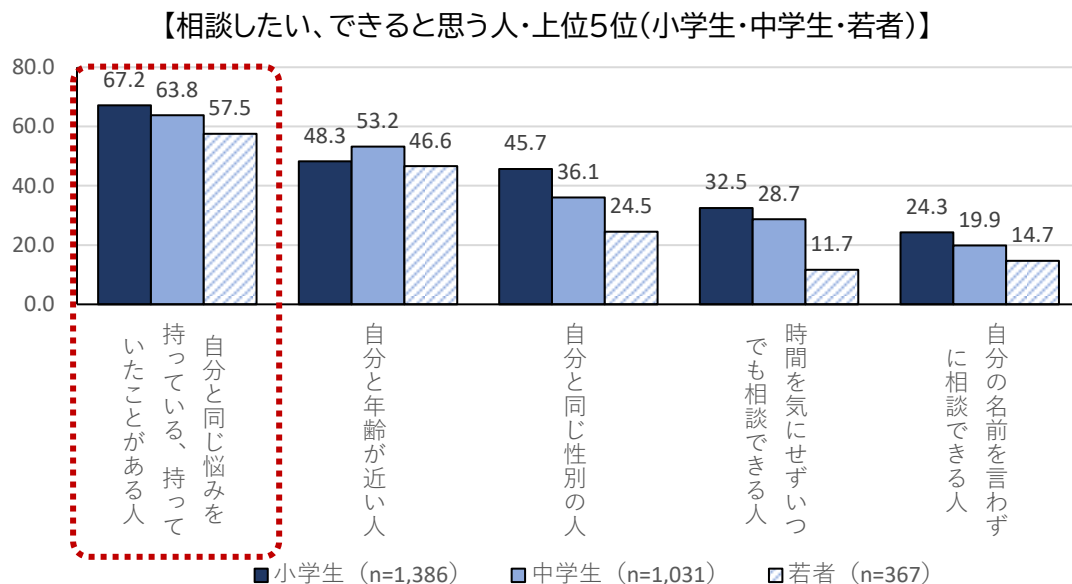
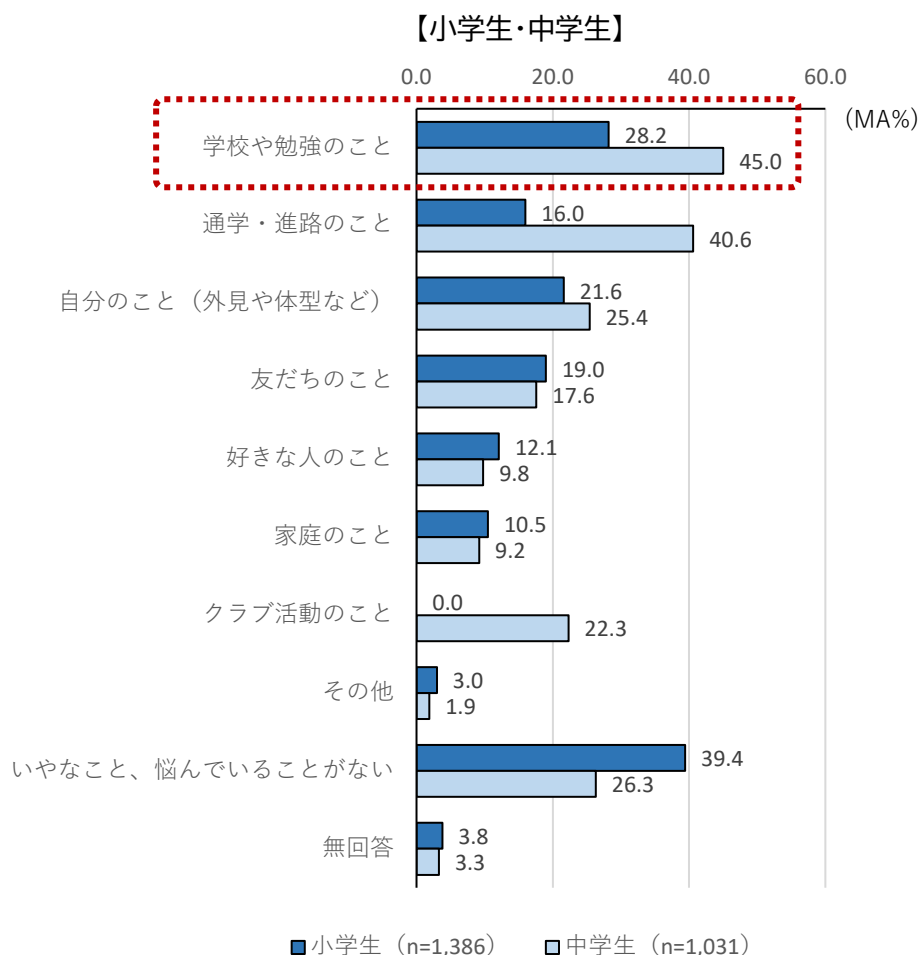


③悩みや相談先について

いやなことや心配なこと、困っていること、悩んでいることは、小学生、中学生ともに「学校や勉強のこと」が最も高くなっています。

どのような人なら相談したい、相談できると思うかについてはいずれの世代も「自分と同じ悩みを持っている、持っていたことがある人」を希望しています。

■いやなことや心配なこと、困っていること、悩んでいること(小学生・中学生)

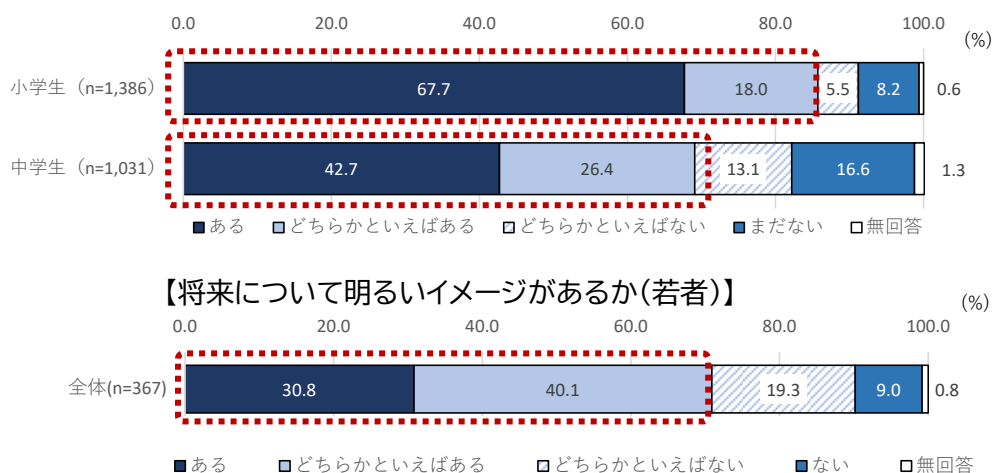


④将来について

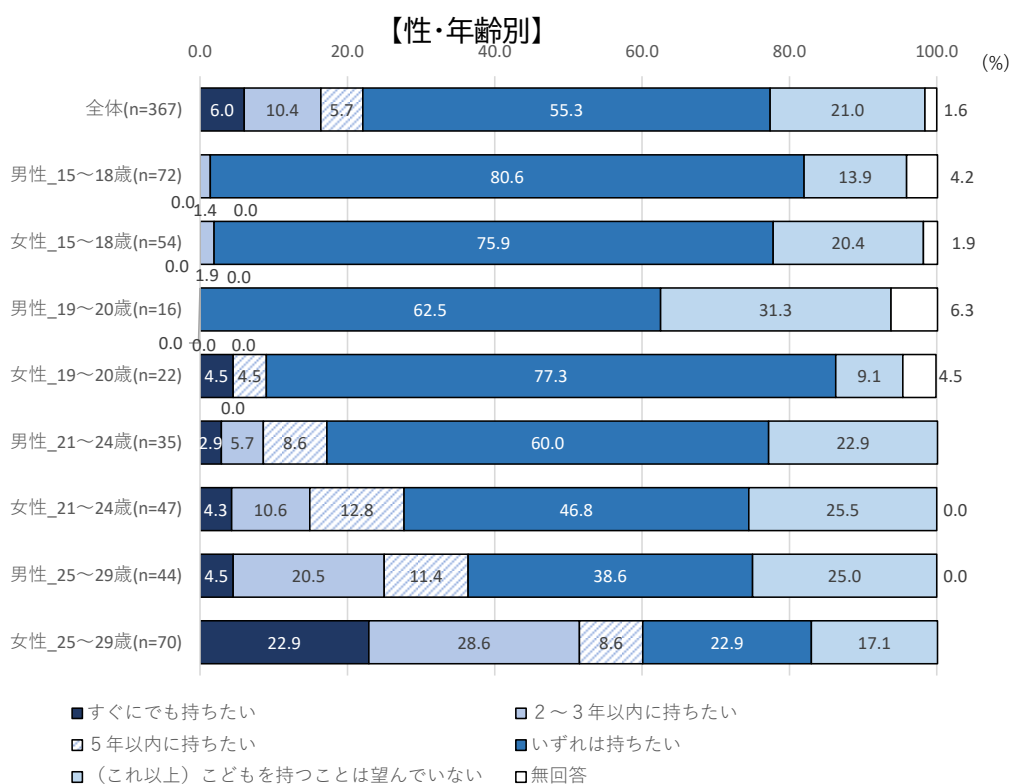
小学生・中学生ともに、将来の夢や目標が『ある』（「ある」と「どちらかといえばある」の合計）という割合はそれぞれおよそ7割～8割、若者は将来について明るいイメージが『ある』（「ある」と「どちらかといえばある」の合計）という割合はおよそ7割となっています。年齢が上がるにつれて、将来について深く考えたり、悩みを持ったりする人が増える傾向があります。

将来子どもを持ちたいかについて性別でみると、女性の方が男性よりも、「すぐにでも持ちたい」、「2～3年以内」が高く、「いずれは持ちたい」は男性の方が女性よりも高いことから、男性は女性よりも子どもを持つことを漠然とイメージしている人が多い結果となっています。

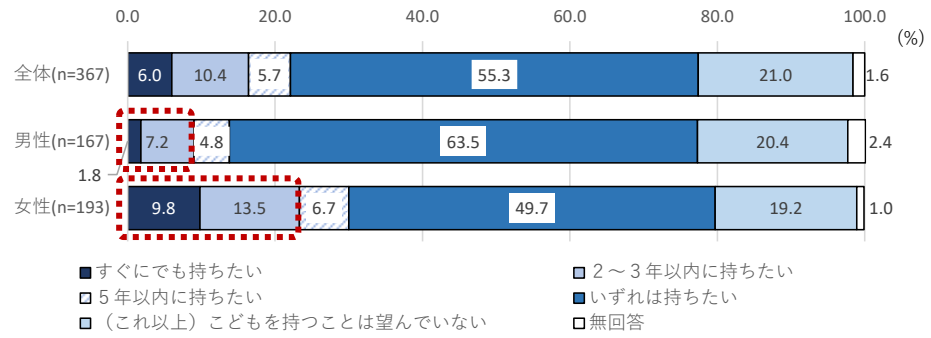
■将来の夢や目標、明るいイメージの有無



■将来、子どもを持ちたいか(若者)



【性別】



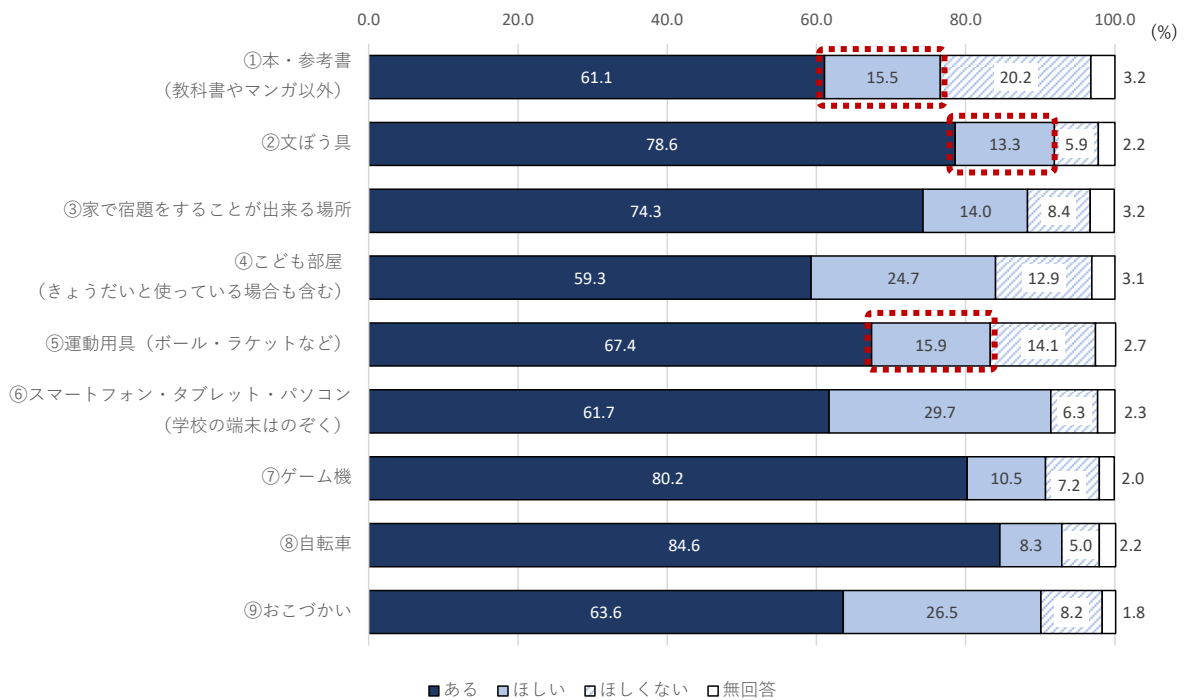
⑤生活について

小学生、中学生ともに、『本・参考書（教科書やマンガ以外）』『文ぼう具』『運動用具（ボール・ラケットなど）』を自分が使うことができるもので「ほしい」との回答が1割以上となっています。

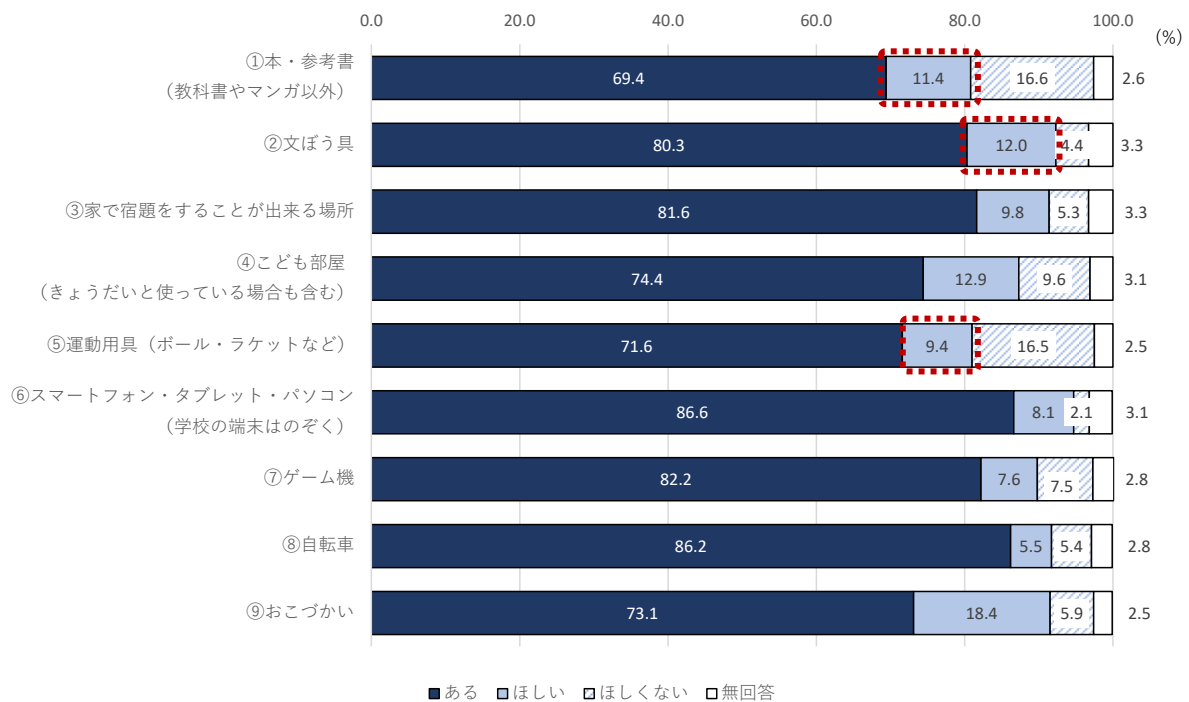
生活に『満足している』（「6」～「10」の合計）割合は世代が上がるにつれて低くなる傾向にあり、最も満足度の高い「10」と回答した割合は小学生が 31.9%と高い一方、中学生は 19.5%、若者は 11.7%と低くなっています。

■自分で使うことができるもの(小学生・中学生)

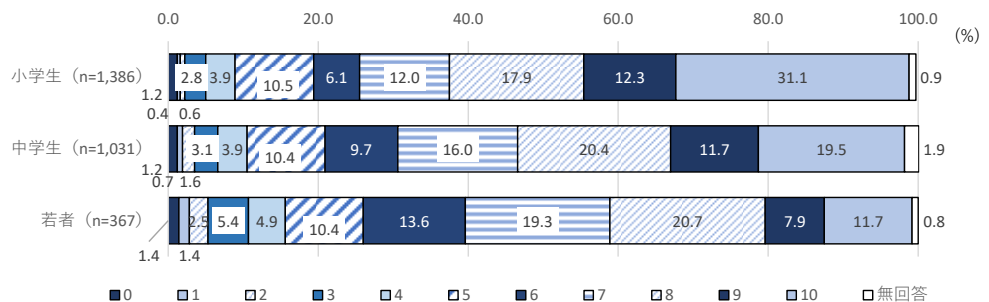
【自分が使うことができるもの・小学生】



【自分が使うことができるもの・中学生】



■生活の満足度(小学生・中学生・若者)



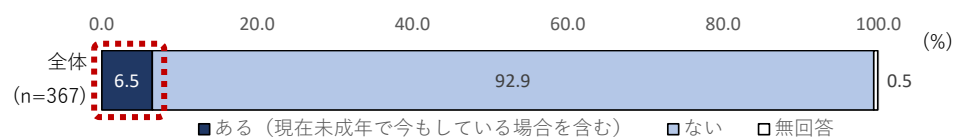
(注)選択肢は満足度を10段階評価で示しており、「0」～「4」を満足度が低く、「6」～「10」を満足度が高い回答としています。

⑥ヤングケアラーについて

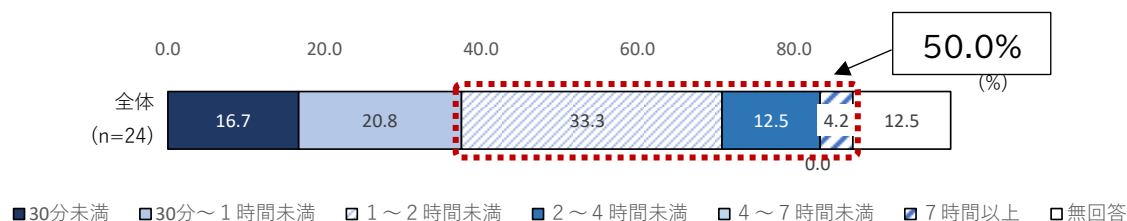
家族のお世話の経験について「ある（現在未成年で今もしている場合を含む）」と回答したヤングケアラーに該当する可能性がある人の割合は、全体の6.5%となっています。

家族のお世話をしている（していた）時間は、「1～2時間未満」が33.3%で最も高く、次いで「30分～1時間未満」が20.8%となっています。2時間以上の割合は16.7%となっています。

■成人(18歳)になる前に家族のお世話をしている(していた)状況について(若者)



■成人(18 歳)になる前に家族のお世話をしている(していた)時間(若者)

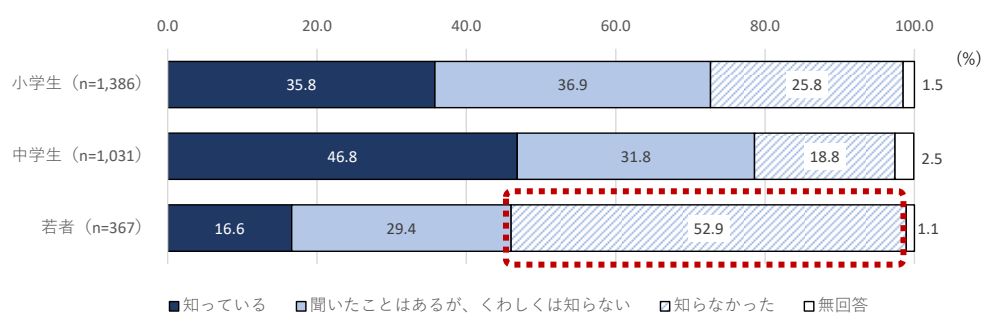


⑦こどもの意見表明権について

■こどもの意見表明権の認知度(小学生・中学生・若者)

こどもの意見表明について詳しく知っている割合は中学生が最も高く、若者は半数以上が聞いたこともないと回答しています。

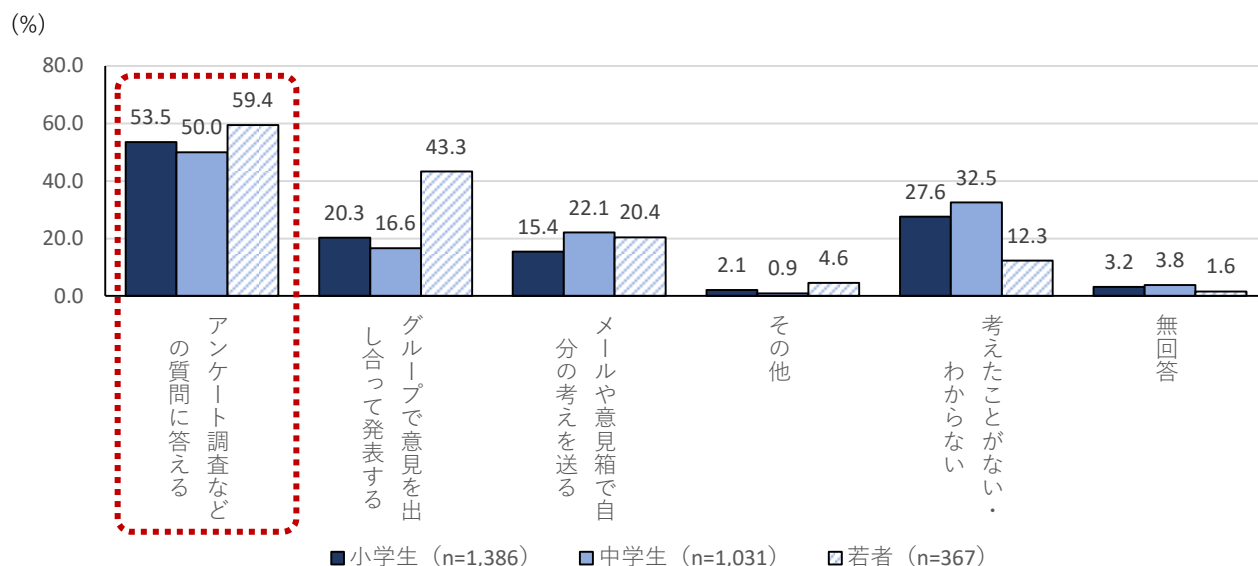
【こどもの意見表明権の認知度の比較(小学生・中学生・若者)】



■こどもが意見を言う方法について(小学生・中学生・若者)

いずれの世代も「アンケート調査などの質問に答える」の回答が最も高くなっていますが、若者は「グループで意見を出し合って発表する」も高くなっています。

【こどもの意見を言う方法についての割合の比較(小学生・中学生・若者)】



3 第2期計画の評価

(1)教育・保育事業の実績(進捗状況)

	計画策定時 実績値	直近実績値	計画値 (量の見込み)	進捗率
	令和2年度			
1号(3-5歳)※1	860	令和5年度(A)	令和6年度(B)	(A/B)
2号(3-5歳)	744	775	775	100.0%
3号(1・2歳)	496	774	746	103.8%
3号(0歳)	100	511	449	113.8%
		74	106	69.8%

※1 実績値は新1号認定、新2号認定を含み、計画値は2号認定の教育ニーズを含む

【参考:認定区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳:教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳:保育の必要性の認定を受け、認定こども園等での保育を希望	認定こども園、保育所
3号	0～2歳:保育の必要性の認定を受け、認定こども園等での保育を希望	認定こども園、保育所等

(2)地域子ども・子育て支援事業の実績(進捗状況)

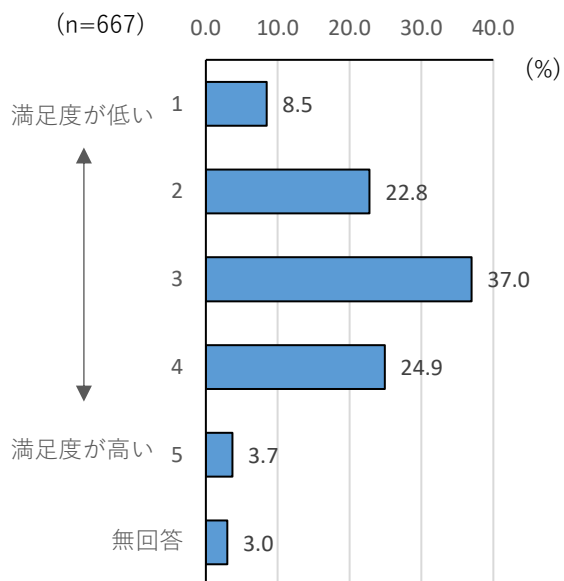
		計画策定時 実績値	直近実績値	計画値 (量の見込み)	進捗率
		令和2年度			
利用者支援事業(実施箇所数)		1	令和5年度(A)	令和6年度(B)	(A/B)
			3	1	300.0%
地域子育て 支援拠点事業	実施箇所数	7	7	7	100.0%
	延べ利用人員	16,713	19,493	21,975	88.7%
妊婦健康診査(人数)		11,616	9,753	12,555	77.7%
乳児家庭全戸訪問事業(人数)		556	384	465	82.6%
養育支援訪問事業(実人数)		501	686	332	206.6%
子育て短期 支援事業	延べ日数	6	1	19	5.3%
	実施箇所数	5	5	5	100.0%
ファミリーサポートセンター事業(活動件数)		408	687	1,264	54.4%
幼稚園・認定こども園 預かり保育(実施箇所数)		3	3	3	100.0%
保育所等 一時預かり事業	延べ人数	1,919	1,479	3,522	42.0%
	実施箇所数	4	4	3	133.3%
延長保育事業	実人数	688	655	487	134.5%
	実施箇所数	14	15	13	115.4%
病児・病後児 保育事業	延べ日数	561	584	689	84.8%
	実施箇所数	2	2	2	100.0%
放課後児童健全育成事業(利用者数)		620	811	693	117.0%

(3)子育て全般についての満足度 ※アンケート結果から

子育ての環境や支援への満足度について

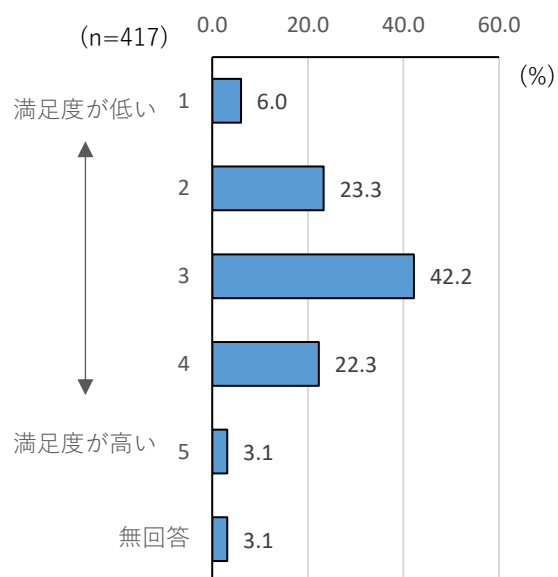
【就学前児童の保護者】

満足度が低い割合（「1」と「2」を合わせた割合）は31.3%、満足度が高い割合（「4」と「5」を合わせた割合）は28.6%と、わずかな差で満足度が低くなっています。



【小学生児童の保護者】

満足度が低い割合（「1」と「2」を合わせた割合）は29.3%、満足度が高い割合（「4」と「5」を合わせた割合）は25.4%と、やや満足度が低くなっています。



4 基本目標ごとの課題と方向性

ここでは、第2期計画の基本目標ごとに、主要事業の取組状況及びアンケート調査結果から、課題及び方向性を整理しました。

基本目標1 安心して子どもを産み、健やかな成長のために

本市における0～5歳人口は5年間で 551 人減少し、令和6年時点で 2,684 人となっており、少子化が進行している状況にあります。また、全国的な傾向と同様に、人口は減少しているにもかかわらず、世帯数は増加するなど、核家族化が進んでいます。

そうした状況の中、妊娠期を健康に過ごし、安心して子どもを産み、育てることができるよう、妊娠届出時に保健師や助産師による面談を実施し、全ての妊婦を対象に個別の支援プランを作成するとともに、出産後には乳児家庭を全戸訪問し、乳幼児健康診査においてはこどもの健康状態の把握に努め、保護者がこどもの成長発達の特性を理解し、適切な成長・発達を支える環境づくりを支援するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施してきました。

また、不妊治療助成事業を実施し、不妊治療を行う人の経済的な負担軽減にも努めています。

ニーズ調査の結果によると、「こどものしつけ」、「食事や栄養」、「病気や発育・発達」などについて日頃悩んでいたり、不安に感じていると回答している就学前児童の保護者は3割～4割以上と依然高い状況であり、こどもの健康や生活に関して悩みを持っている人は少なくありません。また、保護者自身についても、子育てによる身体的・精神的な疲れが大きいと回答している人が2割以上であり、心身の健康を保つための支援が必要となっています。保護者が悩みや不安、負担感を抱え込むことがないように、必要な支援につなげたり、交流の場を利用していただくことが今後も重要です。

また、こども・若者の生活に関する調査では、18 歳以下の男女のうち、1～2割が「こどもを持つことは望んでいない」と回答する一方で、およそ8割の人は、「いずれは持ちたい」と将来的にこどもを持つことを希望しています。このため、希望する人が子どもを産み、育てることができるように、必要な支援や環境を整えていく必要があります。

必要な方針

- こどもと保護者の健康に関する悩みや不安・負担感の解消
- 希望する人がこどもを育てることができる地域・環境づくり
- 子育てにおける経済的負担の軽減

【主な実績】

《妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の取組》

内容		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出時面接者数		人数	505	468	448	388
一般支援		人数	176	205	187	179
要支援		人数	318	258	256	201
再掲	社会的リスク	人数	100	53	37	52
	身体的リスク	人数	218	205	220	149
ハイリスク支援		人数	11	5	5	8

内容	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦面接相談	人数	103	85	119	85
妊婦電話相談	人数	307	331	309	468
産婦健康診査情報提供書受け取り数	件数	-	-	-	78
妊婦の喫煙率・妊娠中のパートナーの喫煙率	妊婦	-	-	-	0.7%
	パートナー	-	-	-	27.5%
不妊治療助成事業	人数	90	73	45	104
	延件数	102	80	45	143

内容	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児家庭の全戸訪問	人数	556	430	401	384
乳幼児健診後にフォローが必要な場合の専門医等による相談					
発達相談	延べ人数	247	273	289	280
	回数	155	171	178	172
ことばの相談	延べ人数	47	41	33	25
	回数	14	14	13	12
すくすく身体 クリニック	延べ人数	66	69	61	76
	回数	13	14	13	15

基本目標2 家庭での子育てを支えるために

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立せず、妊娠期を健康に過ごし、不安なく出産を迎え、産後も楽しく育児できるようプレママスクール（令和6年から「ウェルカム Baby クラス」）や、プレママサロン（令和6年から「ままぱさろん」）を継続して実施しています。

また、妊娠期から就学前までの子育て支援に関する各種手続きや手当などの情報を掲載した「向日市子育てガイドブック」や、保育所や幼稚園に関する情報を掲載した「すくすくガイド」など、子育てに関するガイドブックの作成や、広報むこう・ホームページでの子育て支援に関する各種サービスや催しの案内などを行っており、様々な媒体を活用した情報発信に努めています。

ニーズ調査の結果によると、緊急時又は用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる子育て世帯が多くを占めている一方で、こどもをみてもらえる親族・知人がいない保護者がおおよそ1～2割います。また、子育てをつらく感じている保護者もおおよそ2割いるなど、頼る親族・友人などがおらず孤立している子育て世帯が一定数いることが推察されます。

また、同調査では、子育てに関する情報は、向日市の広報誌やパンフレットとともに、インターネットや SNS を活用している人が多くなっています。このため、情報発信のあり方についても、時代の変化に対応しながら、必要な人に十分な情報を伝えていく必要があります。

必要な方針

- こどもをみてもらえる親族・知人がいない人へのアプローチと支援の充実
- 多様な方法での情報発信

【主な実績】

内容		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育てコンシェルジュ事業	妊婦面接相談	実人数	103	85	119	85
	妊婦電話相談	実人数	307	331	309	468
産後ケア事業	利用者	実人数	－	3	5	17
	ショートステイ	延べ日数	－	5	5	26
	デイサービス	延べ日数	－	1	13	9
ウェルカム Baby クラス (プレママスクール)		実施回数	9	8	12	12
		延べ人数	85	34	46	78
ままぱさろん (プレママサロン)		実施回数	10	11	12	12
		延べ人数	90	55	57	118

基本目標3 仕事と子育てを両立できる環境づくりのために

本市においても、女性の就業率が年々上昇しています。ニーズ調査の結果によると、母親のフルタイム就労の割合が増加しており、今後も共働き家庭が増加していくことが考えられます。また、5年前に比べると父親の育児休業を取得した割合は増加していますが、母親に比べると依然として低い状況です。父親が育児休業を取らない・取れない理由として、「仕事が忙しかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが高くなっています。また、母親の育児休業を取らない・取れない理由として、「子育てや家事に専念するために退職した」や「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が高いことから、子育てと仕事の両立に対する職場の理解が十分でないことが推察されます。

また、ニーズ調査では、子育て支援施策で「仕事と子育ての両立支援と働き方の見直しの促進」を望む人が4割以上ありました。本市では、それぞれの子育て家庭にあったサービスが利用できるよう、教育・保育の提供に加え、延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業に取り組んでいますが、引き続き、共働き家庭の増加に伴う教育・保育事業へのニーズの高まりに合わせて、多様で柔軟な保育サービスの提供が引き続き重要となっています。

必要な方針

- 教育・保育事業のニーズ(質・量)に応じた受け皿の確保
- 子育てと仕事の両立に向けた支援・サービスの提供体制の充実
- 育児休業等の制度を利用しやすい気運の醸成

【主な実績】

内容	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育事業	実施有無	全ての保育所で実施			
一時預かり事業	実施箇所数	4	4	4	4
病児・病後児保育事業	実施箇所数	2	2	2	2
休日保育事業	実施箇所数	1	1	1	1
ショートステイ	件数	1	1	1	0
トワイライトステイ	件数	0	0	0	1

基本目標4 子育てを地域で支えるために

こども大綱に基づき、こども・若者・子育てに関する取組・政策を我が国のまんやかに据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんやか社会」の実現を目指すことが求められています。

こども・若者の生活に関する調査では、こどもの意見表明権を知っている割合は、小学生で35.8%、中学生で46.8%に対し、若者は16.6%と低い傾向にあり、こどもの権利主体に対する考え方を周知する必要があります。

また、本市においては、要保護児童対策地域ネットワーク協議会での進行管理や個別のケース対応、実務者会議への参加や学校訪問等を通じて、関係機関と連携を図り、虐待予防や課題の解決に取り組んでいます。全国的には、児童相談所の虐待相談対応件数は、令和4年度で過去最多の21万4,843件となっており、不登校やいじめの重大事態の発生件数や、ネットいじめの件数も令和4年度にともに最多となっていることから、こどもが安心・安全に成長することができる環境づくりが求められています。

ニーズ調査では、成人（18歳）になる前に家族のお世話をしていたと回答した若者の割合は6.5%であり、そのうち半分の人が1時間以上お世話をしていたことから、期間は不明ではありますが、ヤングケアラーに該当していたケースも考えられます。

必要な方針

- こどもの権利主体に対する考え方の周知
- 虐待の早期発見や、支援につなげるまでの関係機関の連携強化
- 貧困やヤングケアラー等、様々な課題に対応できる包括的な支援体制の充実

【主な実績】

内容	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点	実施箇所数	7	7	7	7
要保護児童対策地域ネットワーク協議会での取り扱い件数	児童数	390	343	342	409
	世帯数	219	202	193	221
養育支援訪問事業	人数	501	784	545	686

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

これまで取組を進めてきた向日市子ども・子育て支援事業計画では、第1期、第2期計画ともに「未来をひらく子どもの育ちをみんなで支え喜び合えるまち」を基本理念に掲げてきました。この基本理念には、こどもたちを地域社会全体で見守り、支えるまち、こどもの成長を喜び合えるまちを目指すとともに、これから家庭を築き、こどもを産み育てたいと思う男女がその希望を実現できる環境づくりを目指すという思いを込めています。

第3期計画となる本計画においては、この理念を継承するとともに、こども基本法やこども大綱に基づき、全てのこどもについて、個人として尊重され、こどもが自身に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保される、こどもまんなか社会の実現を目指します。



2 基本的な視点

本計画の策定にあたって、以下に示す3つの視点を基本とします。

1

こどもの視点



こどもの幸せを第一に考え、全てのこどもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されるよう、こどもの視点を取り入れ、健全育成のための取組を進めます。

また、こどもを権利の主体として捉えて、こどもが自由に意見を述べ、まちづくりの施策等に反映されるように取組を進めます。

2

家庭への支援 の視点



子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全てのこどもと家庭へ支援し、育ちの環境を切れ目なく作り上げ、次代を支える好循環をつくるという視点に立った取組を進めます。

3

地域の視点



地域の人々が子育ての喜びや苦勞を分かち合い、ともにこどもを守り育てていく豊かな子育て環境を築いていけるよう、地域住民を主体とした社会全体の子育て支援の体制づくりを進めます。

また、出生数が大きく減少に転じるなど、地域の変化を十分に考慮した施策を進めます。

3 基本目標

基本理念の達成のために、次の基本目標に基づき取組を推進します。

基本目標1

こどもを権利主体とした仕組みづくりのために

こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもを権利の主体として認識し、また、その多様な人格・個性を尊重し、こどもの最善の利益を図ることの理解促進を図るとともに、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、施策に反映していくことを目指します。



基本目標2

妊娠～出産～幼児期～架け橋期

安心してこどもを産み、健やかな成長のために

妊娠期から幼保小接続までの重要な時期（出生10か月前から小学1年生修了までのおおむね100か月）に着目し、全ての親子が将来にわたって心身ともに健康に生活できることを目指します。

妊娠期においては、妊娠中を健康に過ごし、胎児の健やかな成長を促すとともに、安全な出産ができるよう支援します。

出生から乳児期、幼児期においては、こどもの健康状態の把握に努め、保護者がこどもの成長・発達の過程を理解し、正しい知識を持ち、こどもの成長・発達を支える適切な環境を作ることができるよう支援します。

また、こうした支援を切れ目なく、より円滑に行うために、医療や福祉、教育、子育て支援関係機関との連携を強化します。



基本目標3

学童期～思春期～青年期

全てのこどもが自分らしく成長できるように

こども一人一人が、地域をつくる一員であることを自覚し、明るい将来に向けて、夢の実現を目指しながら主体的に「生きる力」を育むことが重要です。

こどもが主体的に学び、将来を担う若者として健やかに成長できる環境整備を推進するとともに、自己肯定感を持って、自分らしく成長できるよう、多様な体験活動の機会をつくり、健全な成長に向けた環境整備を推進します。そして、こども・若者が、職業観を形成し、必要な能力を身につけ、自立した個人として成長できるように必要な情報の発信や啓発を行います。

また、家庭、学校、地域や関係団体と連携し、いじめ防止や不登校対策の充実を図ります。



基本目標4

子育て当事者

子育て家庭を支援するために

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することなく、必要な情報を得て、相談や適切なサービス利用につながる体制を推進し、子育てに関する相談や交流事業、子育て学習の機会や情報提供など相談・支援体制の充実を目指します。

また、多様化するライフスタイルに応じて、様々な働き方で男女がともに子育ても仕事も大切にできる社会を目指し、男女がともに育児休業等を取得しやすい職場づくりや働きやすい勤務形態の普及・啓発を推進します。



基本目標5

ライフステージ全般

子育てを地域で支えるために

子育てを家庭だけの問題と捉えることなく、地域で子育ての喜びや楽しみを持ち、安心してこどもを育てることができるように、地域の子育て機能の強化や、様々な社会資源を活用した一体的な子育て支援を推進します。

児童虐待防止のため、ネットワークの充実などの施策を展開するとともに、ひとり親家庭や障がいのあるこどもを持つ家庭、ヤングケアラーや外国籍の家庭など、支援が必要な家庭やこどもの自立を支える施策を推進します。

また、こどもの貧困対策として、全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会が実現できるよう、各関係課・関係機関・地域等による連携協力によって総合的に施策を推進します。



4 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

未来をひらくこどもの意見を尊重し、その育ちをみんなで支え喜び合えるまち

1

こどもを権利主体とした仕組みづくりのために

(1)こどもの人権を守る体制づくり

(2)こども・若者の意見聴取

2

安心してこどもを産み、健やかな成長のために

(1)安心・安全に妊娠・出産や子育てができる施策の推進

(2)こどもの健康な心とからだづくりの推進

(3)こどものウェルビーイングを高める教育・保育の推進

3

全てのこどもが自分らしく成長するために

(1)こどもの豊かな感性を育む教育の推進

(2)児童の健全育成

(3)いじめ・不登校対策、命の大切さの学習

(4)結婚・出産等を希望する人への支援

4

子育て家庭を支援するために

(1)家庭の育児力の向上

(2)子育て家庭の経済的負担の軽減

(3)保育サービスの充実

(4)男女が共同し取り組む子育ての推進

(5)仕事と生活の調和に関する広報・啓発

5

子育てを地域で支えるために

(1)地域とともに全ての子育て家庭を支える環境づくり

(2)児童虐待防止対策の推進

(3)障がいのあるこどもと家庭への支援

(4)支援や配慮を必要とするこどもと家庭への支援
(ヤングケアラー、こどもの貧困、ひとり親家庭等)

(5)安心・安全な子育て環境の整備

第4章 施策の展開

1 こどもを権利主体とした仕組みづくりのために

基本施策1 こどもの人権を守る体制づくり

施策の方向性

こどもは、保護の対象者であるとともに、一人の人間、個人としての人格や意思があり、自らの権利を行使できる権利の主体者であることの理解促進を図ります。

① こどもの人権を尊重する意識の啓発

こども・若者の人権の尊重や、最善の利益に関する理解促進に向けて、家庭や関係者だけでなく、市民全体への啓発と関係機関の職員などへの研修の充実を図ります。

取組

施策	内容
市民啓発の推進	● 様々な人権問題について考える機会として、人権強調月間に「平和と人権のつどい」を開催し、啓発を図ります。 ● 小学生及び年長児を対象とした人権の花運動を実施します。 ● 障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、広報誌、ホームページ、啓発リーフレット、講座など様々な場面で、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。
人権教育の推進	● こどもたちがお互いに尊重し合い、自分のことも相手のことも大切にできるように、学校等において人権学習を行うとともに家庭・地域への啓発を行い、人権教育を推進します。 ● こどもが自分自身に関係のあることについて自由に自分の意見を表す意見表明権等、こどもの人権についての意識を高めるため、こどもの権利に関する啓発活動を推進します。
関係機関職員の研修の充実と意識向上	● こどもの人権を守るために、こどもに関わる様々な関係機関の職員に対する研修機会等の充実を図り、こどもの人権を尊重した支援ができるよう、職員の意識の向上に努めます。

② こどものための相談・支援体制の充実

児童虐待やこどもへの体罰やいじめなど、こどもの人権を侵害する様々な要因に対応し、こどもが安心して、健やかに育つことができるよう、相談支援の充実や問題事象の早期発見・対応に努めます。

取組

施策	内容
問題事象の早期発見・対応	● 家庭・地域・関係機関等と連携を図り、虐待やいじめ、深刻な悩み等、こどもが一人で抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応します。
職員や教員の相談対応力の向上	● こどもの相談を受ける職員や教員が、より適切に対応できるよう、日頃からの研修や関係機関の連携によって資質や専門性の向上に努めます。

基本施策2 こども・若者の意見聴取

施策の方向性

こどもが自分に関係のあることについて、自由に自分の意見を表す権利である意見表明権に基づき、全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて意見が尊重されるよう、意見聴取機会の創出に努め、意見を反映させる仕組みづくりを進めます。

取組

施策	内容
アンケートの実施	●こどもや若者が意見を出しやすいようアンケート等を実施し、こどもたちの意見の聴取を進めます。
こどもへのヒアリング	●悩みや困りごとを抱えるこどもに向き合い、こどもの潜在的な意見を聞くことで、問題の解決を進めます。 ●事業への参加や公共施設等の利用に際し、感想など意見を求める機会の充実を図ります。



2 安心してこどもを産み、健やかな成長のために

基本施策1 安心・安全に妊娠・出産や子育てができる施策の推進

施策の方向性

妊娠前から妊娠期、子育て期を通じて切れ目なく支援を行い、母子保健の取組を推進します。

① 妊娠・出産への支援

妊娠を望む人が、安全に妊娠・出産でき、安心してこどもを育てることができるよう、きめ細かな支援を行います。

取組

施策	内容
妊婦への保健指導の充実	● 妊娠期を健康に過ごし、不安なく出産を迎え、産後も楽しく育児できるよう支援します。 ● アンケートや保健師、助産師による面接を行い、妊婦自身が自分の健康状態について理解できるよう指導します。
子育て世代包括支援（子育てコンシェルジュ事業）の実施	● 安心してこどもを産み、健やかに育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を行います。 ● 心身の不調や病気、妊娠や育児への不安がある等必要に応じて、個別の支援プランを策定し、妊婦訪問や電話相談を行います。
妊婦健康診査・産婦健康診査の実施	● 妊娠中や産後の健康状態・精神状態を把握し、必要な支援に結びつけられるよう、妊婦健康診査・産婦健康診査を実施します。
マタニティマークの普及啓発	● マタニティマークの普及に努め、妊産婦にやさしい環境づくりに取り組みます。
不妊症・不育症治療の助成	● 不妊症・不育症治療を行う人の経済的負担を軽減するために、不妊症・不育症治療にかかる費用の一部を助成します。

② 救急医療体制の充実

こどもが安心して医療にかかることができるように、救急医療体制の整備を進めるとともに、応急処置等の正しい知識の普及・啓発を図ります。

取組

施策	内容
救急医療の体制の充実	● 休日や年末年始の急患の対応を行うため、在宅外科当番制事業を実施するとともに、乙訓休日応急診療所において内科・小児科の応急的な診療を行います。
応急処置等の知識の普及	● 「乙訓救急フェア」等により、救急蘇生法等救急医療についての正しい知識の普及・啓発を図ります。

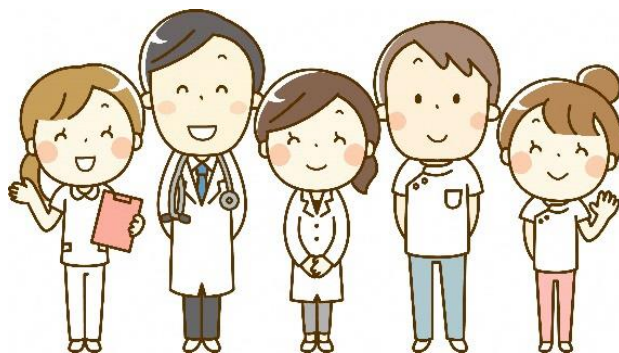
基本施策2 こどもの健康な心とからだづくりの推進

施策の方向性

こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、保護者がこどもの健康や育児についての理解を深めることを支えるとともに、関係機関、地域と連携し、発育・発達への支援を進めます。

取組

施策	内容
乳児家庭の全戸訪問	●保健師や助産師が家庭訪問し、こどもの成長・発達を確認するとともに、育児についての必要な知識をわかりやすく提供し、悩みや問題を早期に解決し、安心して育児ができるよう支援します。
乳幼児健康診査の実施	●病気や障がいの早期発見、身体の発育、運動面、精神面の発達を確認するとともに、個々にあった指導により、健やかな成長と発達を支援します。 ●各健診の月齢・年齢の発育・発達の特徴と、育児についての知識を保護者へわかりやすく提供し、こどもの成長・発達を支援します。 ●幼稚園、保育所等と連携し、乳幼児健康診査時の様子だけでなく総合的に状況を確認して支援します。
乳幼児健康診査後のフォローの充実	●乳幼児健康診査で身体面・心理面においてフォローを必要とするこどもを早期発見し、専門医などによる相談につなげ、成長発達を支援します。 ●保護者の悩みを理解し、不安を軽減できるよう支援するとともに、保育所、幼稚園、療育機関、子育てセンター等、多方面から連携を図ります。
健康相談事業の実施	●健康や育児について気軽に相談できる場として健康相談事業を実施します。



基本施策 3 こどものウェルビーイングを高める教育・保育の推進

施策の方向性

すべてのこどもにとって、身体的、精神的、社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）を向上させることができるよう、教員や保育士の資質向上や教育・保育内容の充実を図るとともに、就学前教育・保育から小学校教育へとスムーズな移行ができるよう、環境づくりに努めます。

① 就学前教育・保育の充実

こどもが心豊かに成長していくことができるよう、就学前教育・保育を充実していきます。

取組

施策	内容
教育・保育内容の質の向上	●幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、教育・保育の質の向上を推進します。
教員・保育士等の連携・情報交換の推進	●幼稚園、保育所、認定こども園における教員・保育士及び小学校教員との連携の強化を図るため、情報交換の場の提供に努めます。
教員・保育士等の資質等の向上	●就学前教育・保育に関わる教員等の資質の向上を目指し、研修等を実施するとともに、教員の充実を目指し人材の確保に努めます。

② 架け橋期の充実

架け橋期のこども、保護者が安心して、円滑に学校教育を始められるよう、職員や園児・児童の交流の機会や保護者への情報提供を行います。

取組

施策	内容
職員の連携	●幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた職員の情報交流と合同研修の実施を推進します。
保護者への情報公開	●架け橋期のこどもの保護者が安心して入学を迎えられるよう、学校公開や保護者対象の説明会の充実を推進します。
就学前児と児童交流	●架け橋期のこどもが安心して学校生活が始められるよう、在校生との交流の場の提供に努めます。

3 全てのこどもが自分らしく成長できるように

基本施策1 こどもの豊かな感性を育む教育の推進

施策の方向性

こどもが社会上のルールや道徳性を生活の中で身につけ、自尊心を養い、たくましく、心豊かに成長していくことができるよう、人間性を育む教育を推進し、障がいや発達に課題のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援します。

取組

施策	内容
「質の高い学力」を育む教育の推進	●「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、質の高い学力を育む学習指導要領が目指している教育を推進します。
豊かな人間性を育む心の教育の推進	●豊かな情操や道徳心を培い、正義感や責任感、規範意識、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する姿勢、前向きに挑戦しやり遂げる力など、豊かな人間性や社会性の育成に努めます。
たくましく健やかな身体を育む教育の推進	●生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図ります。 ●知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体を育成を図ります。 ●生命を大切にし、子どもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命(いのち)の安全教育」等の教材を活用し、義務教育の期間において、児童生徒が性に関する幅広い知識と判断力、行動力を身に付けられるよう努めます。
特別支援教育の充実	●児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。
人権教育の推進【再掲】	●こどもたちがお互いに尊重し合い、自分のことも相手のことも大切にできるように、人権学習を行うとともに家庭・地域への啓発を行い、人権教育を推進します。 ●こどもが自分自身に関係のあることについて自由に自分の意見を表す意見表明権等、こどもの人権についての意識を高めるため、こどもの権利に関する啓発活動を推進します。
教職員の資質能力の向上	●強い使命感と高い専門性を持つ教職員の育成を図るために、多様な教職員研修の充実を図ります。
小学校と中学校の連携の充実	●小学校教育と中学校教育の円滑な接続に向けた児童生徒の交流機会や小中教職員の合同の研修機会の充実を図ります。

基本施策2 児童の健全育成

施策の方向性

こどもと保護者が交流できる場や、こどもの放課後の安心・安全な居場所を確保するとともに、こどもの多様な体験活動及び社会参画の機会を充実します。

① 安全な放課後等の居場所づくり

親子で気軽に遊べる場を確保するとともに、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を実施します。

取組

施策	内容
放課後児童健全育成事業	●「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき適切な運営に努めるとともに、環境の改善に向けた取組を行います。
放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の連携	●放課後等において学校の教室等を活用して、児童の様々な学習・体験交流活動を行う放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業の一体的な運営に努め、児童の安全な居場所づくりを行います。
親子で遊べる身近な場所の確保	●子育て支援拠点や公民館、園庭開放、遊びの広場などを活用し、気軽に楽しく遊べる場を確保します。

② 体験や交流の機会の創出

異なる年齢層との交流の場や、文化と触れる機会など、豊かな人間性を育むための機会の充実を図ります。

取組

施策	内容
学校・家庭・地域の連携・協働による学校教育力の向上	●職場体験活動をはじめ、地域社会と連携・協働した体験的な学習の充実を図ります。
歴史・文化とのふれあいの推進	●学校への出前授業を実施するとともに、こどもたちの学習成果を展示する場所の提供に努めます。 ●学校での歴史の授業の一環として、こどもたちが朝堂院公園や史跡乙訓古墳群など市内の文化財に触れる機会を提供します。 ●学校の長期休暇中等において講座等を開催することにより、こどもたちが体験活動を行う機会や知識を深める機会の提供に努めます。
高齢者とのふれあいの推進	●小学生を対象に、むかし遊びなど世代間交流に取り組めます。
本に親しむ機会の充実	●豊かな人間性を育むため、年齢に応じた本に親しむ機会の充実を図ります。 ●民生児童委員連絡協議会による「絵本の読み聞かせ」事業を通じ、親子のふれあいの推進に努めます。 ●読書の楽しさを知り、併せて表現力を高め、想像力が豊かなものになるよう学校図書館支援員を活用し、読み聞かせや本の紹介を行い、本に興味をもつ児童生徒の育成に努めます。

基本施策3 いじめ・不登校対策、命の大切さの学習

施策の方向性

不登校やいじめ、家事や家族の世話など、こどもが抱える困難な状況に対して、適切な支援を早期に行うことができるよう、支援体制の充実に努めます。

取組

施策	内容
相談窓口での早期対応	●教育相談やスクールホットライン等、各種相談窓口等において、不登校をはじめ、教育に関する様々な問題に、迅速に対応します。
心の相談サポーター事業の実施	●大学で臨床心理学等を学んでいる大学院生を小・中学校に配置し、不登校傾向にある児童生徒の話し相手や学習支援等を行い、児童生徒の自立支援を行います。
命の大切さの学習	●発達段階に応じて、自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身につけられるよう、生命の大切さ等に係る教育の充実に努めます。
問題事象の早期発見・対応【再掲】	●家庭・地域・関係機関等と連携を図り、虐待やいじめ、深刻な悩み等、こどもが一人で抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応します。
職員や教員の相談対応力の向上【再掲】	●こどもの相談を受ける職員や教員が、より適切に対応できるよう、日頃からの研修や関係機関の連携によって資質や専門性の向上に努めます。

基本施策4 結婚・出産等を希望する人への支援

施策の方向性

結婚や出産を希望する人に対して、必要な支援を行うとともに、情報の発信や支援内容の充実に努めます。

取組

施策	内容
職業生活における女性活躍の推進	●起業や再就職など自分らしい働き方への希望を実現するために、就労における女性のニーズに応じた、女性活躍推進事業を実施します。
出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実	●出産・育児等により退職し、再就職を希望する人に対して、ハローワークなど関係機関と連携して効果的な情報提供に努めます。
不妊症・不育症治療の助成【再掲】	●不妊症・不育症治療を行う人の経済的負担を軽減するために、不妊症・不育症治療にかかる費用の一部を助成します。

4 子育て家庭を支援するために

基本施策1 家庭育児力の向上支援

施策の方向性

子育ての孤立や育児不安の軽減、家庭の育児力の向上を図るために、様々な媒体を活用したわかりやすい情報発信の推進や育児の具体的な方法の習得など、家庭の育児力の向上に努めます。

取組

施策	内容
家庭の育児力の向上	●保護者の育児力の向上のため、こどもの発育・発達、食事、睡眠、生活リズム、遊びなど、年齢に応じた具体的な育児の知識を学ぶ機会の提供に努めます。 ●子育ての悩みの解決を図り、よりよい親子関係を形成するために、講座を開催し、前向きな子育てを支援します。
子育てに関する情報の発信	●「広報むこう」において、子育て支援に関する各種サービスの紹介や相談窓口等の情報等を掲載し、サービスの周知と利用促進に努めます。 ●妊娠期から就学前までの子育て支援に関する各種手続きや手当、保育サービスなどの情報を掲載したガイドブックを発行し、情報の提供に努めます。 ●子育て支援センターの事業内容や保育所に関する情報を掲載した子育て情報誌を発行し、子育て家庭に配布します。 ●子育て・孫育てなどの情報を掲載した子育て応援ハンドブックを発行し、情報の提供に努めます。
インターネット等を活用した情報の提供	●ホームページ、SNS等を活用して各種サービスやイベント、つどいの場などの情報を発信します。



基本施策2 子育て家庭の経済的負担の軽減

施策の方向性

子育てにおける経済的負担を軽減するための制度を充実させるとともに、各種施策の実施・周知に努めます。

取組

施策	内容
子育て家庭の医療費負担の軽減	●子育て支援医療費支給について、今後も継続実施し、対象者の健康保持と経済的負担の軽減を図るとともに安心して医療が受けられる制度運営に努めます。
第3子以降の保育料無償化(3歳未満児)	●保育所・幼稚園に在籍する第3子以降(18歳未満のこどもが3人以上いる世帯)のこどもについて、保育料を無償(所得制限有)にします。

基本施策3 保育サービスの充実

施策の方向性

仕事と子育ての両立を図りながら、こどもが心身ともに健やかに成長していけるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供に努めます。

取組

施策	内容
延長保育事業の実施	●標準の保育時間を超える保育ニーズに対応するため、保育所において延長保育を実施します。
一時預かり事業の実施	●育児にかかる精神的、身体的な負担を軽減するため、仕事や用事、リフレッシュなどができるよう、保育所等において、一時的な保育を行います。
休日保育事業の実施	●保育所に在籍するこども(2歳以上)で日曜・祝日に保護者が仕事などのため保育ができない場合にこどもの保育を行うため、休日保育事業を実施します。
病児・病後児保育事業の実施	●病気又は病気回復期のため、保育所等に登園することができず、かつ家庭での保育もできない場合、その児童を一時的に預かります。
子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)の実施	●保護者の病気、就労等で、家庭において養育することが一時的に困難になった児童の養育・保護を行います。

基本施策4 男女が共同し取り組む子育ての推進

施策の方向性

子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して、家庭の役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画の啓発、妊娠期からの積極的な父親のサポートなどに関する啓発に努めます。

取組

施策	内容
職業生活における女性活躍の推進【再掲】	●起業や再就職など自分らしい働き方への希望を実現するために、就労における女性のニーズに応じた、女性活躍推進事業を実施します。
出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実【再掲】	●出産・育児等により退職し、再就職を希望する人に対して、ハローワークなど関係機関と連携して効果的な情報提供に努めます。
父親の育児参加への啓発と学び	●父親が積極的な育児ができるよう、妊娠期からの啓発や学びの機会の提供に努めます。 ●育児休暇を取得しやすい職場環境づくりの推進、啓発に努めます。

基本施策5 仕事と生活の調和に関する広報・啓発

施策の方向性

妊娠や出産、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、啓発や様々な取組を進めます。

取組

施策	内容
育児・介護休業制度の普及啓発	●男女ともに、育児・介護休業制度の利用を促進するため、効果的な周知に努めます。
男女共同参画の推進	●男女共同参画社会の実現を目指して、セミナーや講演会を開催します。

5 子育てを地域で支えるために

基本施策1 地域とともに全ての子育て家庭を支える環境づくり

施策の方向性

子育てを家庭だけの問題と捉えることなく、地域で子育ての喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを育てることができるよう支援します。

取組

施策	内容
子育て援助活動への支援	●子育てにサポートの必要を感じたとき、あるいは子育てと仕事の両立に悩んだときに利用できるよう、育児に関する相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。 ●サポーター養成講座、交流会等を工夫して開催し、人材の確保と育成に努めます。
地域子育て支援拠点事業の推進	●子育てに関して不安なことや困ったことなどを気軽に話したり、身近に相談することができるよう、子育て家庭の交流や子育てについての相談、助言などを行う場の充実を図ります。 ●拠点の利用を促進するため、効果的な周知に努めます。
子育てサークル等の市民活動への支援	●「子育てを楽しみたい」、「子育てを通じて親子の輪を広げたい」という思いを持った市民の子育てサークル活動等に対して、子育て情報の提供等の支援を行います。 ●子育て世代と支援する世代の交流を促進することで、お互いの連携を図り、地域全体で子どもを育てる意識を醸成します。
子育て支援を行うNPO法人等への連携	●子育て支援を行うNPO法人等が積極的に子育て支援活動を行えるよう、支援します。



基本施策2 児童虐待防止対策の推進

施策の方向性

こどもを虐待から守り、こどもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組むとともに、市民や関係機関等への周知・啓発を図ります。

① 虐待の未然防止

虐待の発生を未然に防ぐことができるよう、支援を必要としている家庭や児童への相談支援体制を充実します。

取組

施策	内容
虐待の早期発見	●関係機関と連携し、虐待の早期発見に努めます。
虐待の相談	●子ども家庭総合支援拠点において、虐待や虐待の疑いのある児童についての相談や通告等の対応をします。
養育支援家庭への訪問	●養育支援を必要とする家庭に対し、保健師、家庭児童相談員等が訪問し、問題解決に向けて具体策を考え、家庭での安定した養育環境を整えるための支援をします。
要保護児童への支援	●把握した要保護児童は「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」で関係機関と連携して未然防止を図るとともに、支援の連続性の確保、総合的な家庭支援を行います。 ●転入、転出等の場合は、関係機関と密に連携し、支援が継続するように努めます。 ●保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、適切な養育が行われるよう子育て支援員等による訪問を行い、家事・援助を行います。
児童虐待防止に向けた広報・啓発活動	●市民に子ども家庭総合支援拠点などの相談窓口の周知啓発に努めます。 ●児童虐待に対する広報・啓発活動を推進し、オレンジリボンキャンペーンや児童虐待防止に向けた取組を強化します。

② 虐待の防止のための体制の強化

虐待の早期発見、早期対応が可能となるように、各種関係機関と連携し、情報を共有し支援につなげます。

取組

施策	内容
虐待対応力の強化	●要保護児童の処遇検討会で、虐待対応のアドバイザーの意見も取り入れ、職員の対応力の向上を図ります。
連携体制の強化	●「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」の構成員の連携強化を図り、組織機能の充実に努めます。
子ども家庭総合支援拠点の機能強化	●妊娠期から子育て期の家庭を対象に、継続して一体的な支援を行う「こども家庭センター」を設置し、相談体制を強化します。

基本施策3 障がいのある子どもと家庭への支援

施策の方向性

障がいのある子どもが、その可能性を伸ばし、地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援や療育支援を受けられる体制の充実を図ります。

取組

施策	内容
療育機会の提供	●療育が必要な子どもに必要な支援が行き届くよう、幼稚園、保育所、学校、療育機関等と連携して支援を行います。
切れ目のない支援を行うための連携	●乳幼児期から学齢期等において、切れ目のない支援が提供できるよう幼稚園、保育所、学校、療育機関等の連携強化に努めます。
児童の“生きる”力の支援	●児童の日常生活の能力の向上、対人関係の構築などを目指して、通所や訪問を通じて支援を行います。
相談支援の充実	●児童や保護者からの相談に応じて、福祉サービスなどの利用に際し援助を行います。 ●発達相談やことばの相談等、個別の指導が必要な子どもに対して専門家による相談を行います。
暮らしの支援	●自宅における入浴や排泄、屋外での移動に困難な障がいのある児童への支援、補装具の交付や修理、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付や貸与など、様々な福祉サービスにより日常生活の支援を行います。

基本施策4 支援や配慮を必要とする子どもや家庭への支援(ヤングケアラー、こどもの貧困、ひとり親家庭等)

施策の方向性

支援を必要とする子どもや家庭を把握し、関係機関との連携を図りながら必要な支援を行います。

① ヤングケアラーへの支援

取組

施策	内容
問題事象の早期発見・対応【再掲】	●家庭・地域・学校関係機関等と連携を図り、虐待やいじめ、深刻な悩み等、子どもが一人で抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応します。
地域での見守り活動の実施	●地域住民や民生委員・児童委員と連携し、地域での見守り活動等を通じて、必要な家庭を支援します。
支援の啓発	●京都府ヤングケアラー総合支援センターと連携を図り、関係機関の支援者を対象とした研修を実施し、ヤングケアラー支援の啓発を推進します。



② こどもの貧困(生活困窮世帯)対策の推進

教育や医療など、こどもの成長にとって大切な機会やサービスが損なわれることのないよう、必要な支援を行います。

取組

施策	内容
生活困窮者自立支援の実施	●相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、地域のネットワークや関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。
経済的支援の推進	●生活保護制度や就学援助など各種の公的支援へつなげ、生活基盤の安定と経済的負担の軽減を図ります。
こどもの学習支援の実施	●学ぶことのできる場の提供、補助学習や学習への動機付けを含めた学習支援を行います。

③ ひとり親家庭への支援

母子又は父子家庭に対し、自立に向けた相談支援体制や、経済的支援の充実に努めます。

取組

施策	内容
ひとり親家庭の自立に向けた相談等の充実	●就労や生活費など、ひとり親家庭が抱える悩みについての相談体制を充実させ、自立に向けた支援を行います。
ひとり親家庭向けの制度等の周知・啓発	●国や京都府、本市におけるひとり親家庭向けの各種制度等について、確実な周知・啓発に努めます。
ひとり親家庭の医療費負担の軽減	●ひとり親家庭を対象とした医療費支給事業については、今後も継続実施することで、安心して医療が受けられる制度運営に努めます。
ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	●ひとり親家庭が自立できるよう、児童扶養手当の支給や、生活資金の貸付、就職に有利な資格の取得を支援する給付金の支給を実施します。
公共賃貸住宅におけるひとり親等の優先入居制度の活用	●住居に困っているひとり親世帯等に対して、京都府営団地住宅の特定目的優先入居制度を案内し、活用の促進を図ります。



基本施策5 安心・安全な子育て環境の整備

施策の方向性

安心・安全に地域で生活していくことができるよう、教育・保育施設や道路環境を整備するとともに、地域全体で子どもを守る取組を進めます。

① 教育・保育施設的环境整備

教育・保育環境の整備に向けて、各種施設の充実を支援します。

取組

施策	内容
施設等の充実	●安全で快適な教育・保育環境を確保するため、学校・保育施設(教室・保育室、空調、調理場、手洗い場、トイレ、遊具、園庭、駐車場、バリアフリー対策、防犯・防災対策の整備等)の改修や設備維持に努めます。 ●幼児教育の充実を図るため、市内の私立幼稚園に対し、備品等にかかる費用について補助金を交付します。
認定こども園への移行支援	●市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要な支援を行います。

② 安全な道路・公園の整備

子どもが安全に遊ぶことができる公園の整備や安心して通行できる道路環境の充実を図ります。

取組

施策	内容
安全な道路環境の整備	●歩行者やベビーカー、車いす、自転車等の利用者が安全、快適に移動できる道路環境の整備に取り組めます。
安心・安全な公園の整備	●公園施設や遊具の計画的な点検、修繕、更新を行うとともに、樹木についても定期的な剪定・植栽の補植など、適正な維持管理を実施し、誰もが安心・安全に遊ぶことのできる公園の整備に取り組めます。

③ 交通安全対策の推進

子どもたちを交通事故などの危険から守るため、交通安全対策事業による通学路などの道路の危険箇所の改良や交通安全施設の整備をはじめ、幼稚園や保育所などにおける交通安全教室を通じた啓発を行います。

取組

施策	内容
児童・幼児の自転車乗車時の安全啓発	●乳幼児の事故防止のため、シートベルト、チャイルドシートの着用や自転車乗車時のヘルメット着用について、啓発活動を行います。
通学路安全対策の実施	●通学路の危険箇所に交通指導員を配置し、児童の通学時における安全確保を図ります。 ●学校、保護者、地域が連携して、児童・生徒の安全確保に努めます。
交通安全教室の実施	●警察と協力しながら、幼稚園、保育所、学校等において、交通安全教室を開催します。

④ 防犯・防災対策の推進

緊急時や災害発生時において、こどもを危険から守り、安全に避難することができるよう、地域とのつながりの形成や、関係機関との連携を強化します。

取組

施策	内容
地域防犯力の強化	●犯罪の未然防止を図るため、防犯カメラの設置を促進し、安心・安全なまちづくりを推進します。
安心・安全なまちづくりの推進	●こどもが犯罪に巻き込まれないよう街路灯を適切に維持・管理し、安心・安全な環境づくりに努めます。
災害の備えに対する情報発信	●災害時には、まず自分の身を守り(自助)、地域で助け合う(共助)が大切であることを周知、啓発するため、学校や地域に出向いて出前講座を実施します。
親子で考える防災	●子育て家庭における防災対策、「安心・安全の備え」についての講座を実施します。



第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

本市では、現在の保育所、認定こども園、幼稚園の利用実態として、小学校区や中学校区を超えて広域的に利用されている状況であることなどから、教育・保育提供区域は、全ての事業において市全域を1つの区域とします。

2 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【認定区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育所
3号	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業

推計人口

本市における人口は次のとおり推移するものとして、教育・保育事業及び地域子育て支援事業の量を見込んでいます。

コーホート変化率法に基づく人口推計

0歳児については、令和4年から令和6年までの3年間に於ける 15～49 歳の女性の人数と、こども女性比（0歳人口と 15-49 歳女性人口の比）に基づき、出生数を算出しています。各歳の人口は、令和2年から令和6年までの5年間に於ける各歳の変化率の平均値から、算出することで、向日市に於ける令和7年から令和 11 年までの人口を推計しています。

	実績					推計				
	R2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年	R 8 年	R 9 年	R10 年	R11 年
0 歳	511	443	415	385	387	380	367	357	346	336
1 歳	507	519	464	441	399	403	395	382	371	360
2 歳	581	509	503	470	435	396	401	392	379	368
3 歳	569	586	498	511	466	434	396	401	391	378
4 歳	548	568	576	492	506	461	430	393	398	387
5 歳	519	551	565	577	491	506	461	430	393	398
6 歳	533	537	541	558	583	493	508	463	432	395
7 歳	486	539	538	541	553	583	493	508	463	432
8 歳	511	489	539	532	545	553	583	493	509	464
9 歳	554	511	489	540	527	544	552	582	492	508
10 歳	504	559	513	485	539	528	545	553	583	493
11 歳	508	506	558	509	485	539	528	544	552	582
12 歳	574	508	514	551	507	485	539	528	544	552
13 歳	530	576	510	516	552	508	486	540	529	545
14 歳	548	535	579	512	517	555	511	489	543	532
15 歳	590	545	541	580	510	517	556	512	489	544
16 歳	531	589	545	543	577	510	517	556	512	489
17 歳	558	531	594	543	546	578	511	518	557	513

	実績					推計				
	R2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年	R 8 年	R 9 年	R10 年	R11 年
0-2	1,599	1,471	1,382	1,296	1,221	1,179	1,163	1,131	1,096	1,064
3-5	1,636	1,705	1,639	1,580	1,463	1,401	1,287	1,224	1,182	1,163
6-11	3,096	3,141	3,178	3,165	3,232	3,240	3,209	3,143	3,031	2,874
12-14	1,652	1,619	1,603	1,579	1,576	1,548	1,536	1,557	1,616	1,629
15-17	1,679	1,665	1,680	1,666	1,633	1,605	1,584	1,586	1,558	1,546
計	9,662	9,601	9,482	9,286	9,125	8,973	8,779	8,641	8,483	8,276

(1)1号認定(3～5歳)

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用園児数	860	906	846	775	660
幼稚園	3か所	私立向陽幼稚園、私立成安幼稚園、私立まこと幼稚園			
認定こども園	2か所	私立あひるが丘こども園、私立もずめこども園			

※利用園児数には、市外の幼稚園の入園者を含む。

【計画】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		706	634	596	577	568
確保 方策 (B)	幼稚園	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
	認定こども園	20	20	20	20	20
	合計	1,204	1,204	1,204	1,204	1,204
差し引き(B-A)		498	570	608	627	636

【確保の方策】

既存の施設で対応可能です。なお、保育所から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向も踏まえて検討します。

(2)2号認定(3～5歳)

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用希望園児数	744	763	772	774	757
保育所	7か所	市立第1保育所、市立第5保育所、市立第6保育所、 私立アスク向日保育園、私立レイモンド向日保育園 私立華月つばさ保育園、私立かおりのはなほいくえん			
認定こども園	2か所	私立あひるが丘こども園、私立もずめこども園			

【計画】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		695	653	628	605	595
確保 方策 (B)	保育所	627	627	627	627	627
	認定こども園	168	168	168	168	168
	合計	795	795	795	795	795
差し引き(B-A)		100	142	167	190	200

【確保の方策】

既存の施設で対応可能です。

(3)3号認定(0～2歳)

【現状 0歳】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用希望園児数	100	87	82	74	71
保育所	8か所	市立第1保育所、市立第5保育所、市立第6保育所 私立さくらキッズ保育園、私立アスク向日保育園 私立レイモンド向日保育園、私立華月つばさ保育園、 私立かおりのはなほいくえん			
小規模	5か所	私立ニチイキッズ洛西口保育園、私立チェリーズハグ東向日園、 私立こよりほいくえん東向日、私立向日町ひまわり保育園、 私立あひるが丘びよびよ保育園			
認定こども園	2か所	私立あひるが丘こども園、私立もずめこども園			

【計画 0歳】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		76	74	72	69	67
確保 方策 (B)	保育所	90	90	90	90	90
	小規模	16	16	16	16	16
	認定こども園	27	27	27	27	27
	合計	133	133	133	133	133
差し引き(B-A)		57	59	61	64	66

【確保の方策】

既存の施設で対応可能です。

【現状 1、2歳】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用希望園児数	1歳	234	240	257	232	228
	2歳	262	258	260	279	251
	合計	496	498	517	511	479
保育所	8か所	市立第1保育所、市立第5保育所、市立第6保育所 私立さくらキッズ保育園、私立アスク向日保育園 私立レイモンド向日保育園、私立華月つばさ保育園、 私立かおりのはなほいくえん				
小規模	5か所	私立ニチイキッズ洛西口保育園、私立チェリーズハグ東向日園、 私立こよりほいくえん東向日、私立向日町ひまわり保育園、 私立あひるが丘びよびよ保育園				
認定こども園	2か所	私立あひるが丘こども園、私立もずめこども園				

【計画 1、2歳】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み (A)	1歳	216	211	204	199	193
	2歳	228	229	224	217	210
	合計	444	440	428	416	403
確保 方策 (B)	保育所	323	323	323	323	323
	小規模	55	55	55	55	55
	認定こども園	80	80	80	80	80
	合計	458	458	458	458	458
差し引き(B-A)		14	18	30	42	55

【確保の方策】

既存の施設で対応可能です。一時的に多くの需要が見込まれる場合は、保育ニーズを踏まえ弾力的な運用により受入れ、環境の整備に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

【概要】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所	1	1	1	3

【量の見込みと確保策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実施箇所数)	基本型	3	3	3	3	3
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保の内容 (実施箇所数)		4	4	4	4	4

【確保の方策】

こども及びその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や一時預かりなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、子育て支援拠点等において、利用者支援の充実を図ります。

(2)地域子育て支援拠点事業

【概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	16,713	11,908	18,582	19,493
7か所	・子育てセンター 「すこやか」 ・子育て支援センター 「ひまわり」、「こすもす」、「さくら」 ・地域子育て支援拠点 「ねこばす」、「マナハウス」、「さくらんぼ」			

【量の見込みと確保策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用人数/年)		19,707	18,899	18,291	17,911	17,379
確保策	実施箇所	7	7	7	7	7
	延べ利用人数/年	19,707	18,899	18,291	17,911	17,379

【確保の方策】

現在、市内7か所で実施しており、地域人材による拠点づくりを進めています。親子の交流促進や効果的な相談・助言等を行うとともに、子育てを支援する団体や子育てサークルへの支援を実施します。

(3)妊婦健康診査事業

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態を把握し、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診対象者数	466	447	418	388
健診回数(延べ人数/年)	11,616	10,583	10,212	9,753

【量の見込みと確保策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診対象者数	380	367	357	346	336
量の見込み(延べ人数/年)	10,260	9,909	9,639	9,342	9,072
確保の内容(延べ人数/年)	10,260	9,909	9,639	9,342	9,072

【確保の方策】

医療機関等に委託して実施しており、現在の提供体制を維持していきます。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

乳児の発育発達状況を把握し、必要な支援を早期に行えるよう、生後2～3か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、こどもの成長、発達の確認と子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問人数	556	430	401	384

【量の見込みと確保策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数/年)	380	367	357	346	336
確保の内容(延べ人数/年)	380	367	357	346	336

【確保の方策】

保健師等の訪問により実施しており、現在の提供体制を維持していきます。

(5)養育支援訪問事業

【概要】

養育支援を必要とする家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する助言・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問人数	501	784	545	686

【量の見込みと確保策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数/年)	436	421	409	397	385
確保の内容(延べ人数/年)	436	421	409	397	385

【確保の方策】

保健師及び委託事業者による訪問をしており、より効果的な支援を行うため、令和7年度から事業の一部を「子育て世帯訪問事業」として独立、拡充します。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に委託し、必要な保護を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	6	0	3	1

【量の見込みと確保策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用人数/年)		12	12	12	12	12
確保策	実施箇所数	6	6	6	6	6
	延べ利用人数/年	12	12	12	12	12

【確保の方策】

現在、6か所の市外の施設で実施しており、現在の体制を維持していきます。

(7)ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	408	455	994	687
1か所	ファミリーサポートセンター			

【量の見込みと確保策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用人数/年)	858	850	833	803	761
確保の内容 (延べ利用人数/年)	858	850	833	803	761

【確保の方策】

サポーター養成講座、交流会等の内容を工夫するとともに、提供会員数の増加を図りながら、活動内容の充実と相互援助の確保に努めます。

(8)幼稚園・認定こども園預かり保育

【概要】

幼稚園や認定こども園などで、教育課程の時間外において、在園する園児を預かる事業です。

【現状】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数		18,436	18,915	21,116	25,296
5か所	幼稚園	私立向陽幼稚園、私立成安幼稚園、私立まこと幼稚園			
	認定こども園	私立あひるが丘こども園、私立もずめこども園			

【量の見込みと確保策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用人数/年)		25,335	23,273	22,134	21,374	21,031
	1号認定による利用	8,718	8,008	7,616	7,355	7,237
	2号認定による利用	16,617	15,265	14,518	14,020	13,794
確保策 (延べ利用人数/年)		25,335	23,273	22,134	21,374	21,031
	実施箇所数	3	3	3	3	3
	1号認定による利用	8,718	8,008	7,616	7,355	7,237
	実施箇所数	3	3	3	3	3
	2号認定による利用	16,617	15,265	14,518	14,020	13,794

【確保の方策】

既存の施設で対応可能です。

(9)保育所等一時預かり事業

【概要】

保護者の疾病や突発的な事情により、一時的に家庭において保育が困難になった乳幼児について、主として昼間において、保育所及び認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	1,919	940	1,215	1,479
4か所	市立第1保育所、私立レイモンド向日保育園、私立あひるが丘こども園、私立もずめこども園			

【量の見込みと確保策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用人数/年)		1,535	1,458	1,402	1,356	1,326
確保策	実施箇所数	4	4	4	4	4
	延べ利用人数/年	1,535	1,458	1,402	1,356	1,326

【確保の方策】

既存の施設で対応可能です。

(10)延長保育事業

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【現状】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実人数		688	753	772	655
14 か所	保育所	市立第1保育所、市立第5保育所、市立第6保育所、 私立さくらキッズ保育園、私立アスク向日保育園、 私立レイモンド向日保育園、私立華月つばさ保育園 私立かおりのはなほいくえん			
	小規模 保育事業所	私立ニチイキッズ洛西口保育園、私立チェリーズハグ東向日園、 私立向日町ひまわり保育園、 私立あひるが丘びよびよ保育園			
	認定こども園	私立あひるが丘こども園、私立もずめこども園			

【量の見込みと確保策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数/年)		659	626	602	582	569
確保策	実施箇所数	14	14	14	14	14
	実人数/年	659	626	602	582	569

【確保の方策】

既存の施設で対応可能であり、利用者のニーズに合わせた受け入れ体制を確保していきます。

(11)病児・病後児保育事業

【概要】

こどもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された施設で、看護師等が一時的に保育する事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	561	562	588	584
2か所	病児病後児保育カウベルキッズ、かおりのはなほいくえん病児保育室			

【量の見込みと確保策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用人数/年)		552	525	504	488	477
確保策	実施箇所数	2	2	2	2	2
	延べ利用人数/年	552	525	504	488	477

【確保の方策】

現在、2 か所で実施しており、現在の体制を維持していきます。

(12)放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

(1) 公立放課後児童クラブ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	620	646	713	811
6か所	市立第1留守家庭児童会、市立第2留守家庭児童会 市立第3留守家庭児童会、市立第4留守家庭児童会 市立第5留守家庭児童会、市立第6留守家庭児童会			

(2) 民間放課後児童クラブ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	33	31	56	66
3か所	もずめクラブ、放課後児童クラブ251、KULALA			

【量の見込みと確保策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1年生	270	300	290	290	280
	2年生	300	280	300	290	290
	3年生	230	260	250	270	260
	4年生	150	170	195	180	200
	5年生	60	80	90	110	110
	6年生	40	40	60	80	100
	合計	1,050	1,130	1,185	1,220	1,240
確保策(人)	合計	1,000	1,070	1,100	1,100	1,100

【確保の方策】

公立放課後児童クラブや民間放課後児童クラブで実施しています。必要な施設整備を行うとともに、民間放課後児童クラブの開設支援を行う等確保に努めます。

(13)子育て世帯訪問事業

【概要】

養育支援が必要な家庭に対し、市の委託契約事業者から支援者を派遣することで、家事、育児等の子育て支援を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数/年)	122	118	115	111	108
確保策(実人数/年)	122	118	115	111	108

【確保の方策】

民間事業者を活用し適正な支援に努めます。

(14)児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、情報の提供や相談支援及び関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数/年)	10	10	10	10	10
確保策	10	10	10	10	10

【確保の方策】

実施主体となる事業者への支援を行い、課題を抱える児童の居場所を確保します。

(15)親子関係形成支援事業

【概要】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数/年)	10	10	10	10	10
確保策(実人数/年)	10	10	10	10	10

【確保の方策】

支援プログラムを適正に実施し、親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている家庭を支援します。

(16)妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊婦等に対する相談支援事業として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	380	367	357	346	336
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	1,140	1,101	1,071	1,038	1,008
確保策 (面談実施合計回数/年)		1,140	1,101	1,071	1,038	1,008

【確保の方策】

妊娠届出受付時、妊娠8か月アンケート及び乳児家庭全戸訪問事業にて、保健師・助産師・看護師が実施します。

(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【概要】

0歳6か月～満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間の利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み (利用定員数)	0歳児		2	2	8	8
	1歳児		4	4	14	14
	2歳児		4	4	15	15
確保策 (利用定員数)	0歳児		2	2	8	8
	1歳児		4	4	14	14
	2歳児		4	4	15	15

【確保の方策】

全てのこどもの育ちを応援するとともに、子育て家庭の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援につながるよう、実施施設や現場保育士等の負担を考慮しながら令和8年度から実施します。

(18)産後ケア事業

【概要】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケア、育児サポート等の支援を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数/年)	134	129	125	122	118
確保策(延べ人数/年)	134	129	125	122	118

【確保の方策】

産後ケアを希望する全ての方が利用できるよう、近隣の医療機関、助産院、産後ケア施設など委託先の確保に努めます。

(19)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図ります。

(20)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等を助成します。

(21)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他の多様な事業者の能力を活用した特定保育教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

(22)外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、外国につながる幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者、教育・保育施設等に対し支援を行うとともに、事業者等へ円滑な受入れに配慮するよう求めています。

4 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることを踏まえ、適切な情報提供等を行うなど、認定こども園への移行を検討する既存の幼稚園や保育所等に対し、移行支援を行います。

また、こどもやその保護者が安心して教育・保育サービスを利用できるよう、現在実施している保育士や幼稚園教諭の合同研修を継続し、それぞれの資質の向上を促します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適切な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付を行います。

第6章 推進体制

1 全庁的な推進体制づくり

本計画は、本市の子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための指針となるものであり、推進にあたっては、保健、医療、福祉をはじめ、教育など幅広い分野にわたる関係部局の連携が不可欠となることから、今後も引き続き、全庁的な取組を積極的に進めていきます。

2 地域における活動との連携

少子化や核家族化などが進む中、子育て家庭が孤立することがないように、地域全体で子どもを見守り育てていくことがますます重要であることを踏まえ、自治会、民生児童委員、主任児童委員、ボランティアなどの活動を核としながら、これらの関係機関・団体等と一層連携を図り、地域における子育て支援を推進していきます。

3 市民、企業等へのPRと情報提供

行政をはじめ、市民や企業、関係団体等が一体となって子ども・子育て支援に取り組んでいくことができるよう、本計画の周知に努めます。

また、本計画に基づく各種施策やサービス、相談窓口等に関して、わかりやすい情報提供を行います。

4 計画推進及び進捗状況の検証

本計画を着実に推進するために、子育て支援課が中心となり、各関係課と連携を図りながら、本計画の推進状況の定期的な点検を行い、子ども・子育て支援の関係者や市民から構成される「向日市子ども・子育て会議」により、年度ごとの事業進捗状況の検証等を行い、更なる支援に努めます。

資料編

1 向日市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 10 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、向日市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 会議の委員は、法第74条第2項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、法を所管する部において処理する。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する

2 向日市子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略：◎は会長)

法第 74 条第2項による分類	職名、団体等	氏 名
(1) 子どもの保護者 (6名)	保育所保護者連合会長	中川 諒
	乙訓私立幼稚園PTA連合会長	石村 丈乃
	PTA連絡協議会顧問	宮崎 晃平
	留守家庭児童会保護者会	小篠由雅子
	市民公募委員	上田 睦美
	市民公募委員	稲野 有亮
(2) 事業主を代表する者 (2名)	向日市商工会副会長	大川 猛
	オムロンエクスパートリンク(株)	海東紗代子
(3) 労働者を代表する者 (1名)	連合京都乙訓地域協議会	船倉 哲生
(4) 子ども子育て支援に関する 事業に従事する者 (4名)	あひるが丘こども園園長	津田 陽
	まこと幼稚園園長	宮地 健一
	第4向陽小学校長	小林 陽子
	学校法人真言宗洛南学園校長	安場 光弘
(5) 学識経験のある者 (7名)	京都西山短期大学 客員教授	◎安藤 和彦
	乙訓医師会	花安 肇
	元小学校長	田中久美子
	主任児童委員	池田 和子
	子育て支援ねこばす代表	松田 美佳
	府家庭支援総合センター (児童相談所) 所長	佐々木 進
	乙訓保健所 福祉室長	辻 知也